

北栄町子ども・子育て支援 事業計画



大栄西瓜マスクキャラクター
夏味ちゃん

平成27年3月

北 栄 町

北栄町子ども・子育て支援事業計画

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 3
- 2 計画の位置づけと期間 4
- 3 計画の策定体制 5
- 4 次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価 6

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

- 1 北栄町の子ども人口の現状 29
- 2 教育・保育施設の現状 31

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念 38
- 2 基本的な視点 39
- 3 基本目標 40
- 4 圏域設定 42

第4章 施策の展開

●基本目標：第1 子どもの人権の尊重を実現するまちづくり

1・子どもの権利に関する啓発

●基本目標：第2 まち全体で子育て支援できる環境の整備

1・子どもの健やかな発育・発達を保障するための整備

- 1 子どもの健やかな発育・発達と障がいのある子どもへの支援
- 2 教育・保育内容、学童保育サービスの充実
- 3 小児医療の充実
- 4 児童虐待防止への対応
- 5 思春期保健対策の充実
- 6 環境・自然を大切にするまちづくり
- 7 子どもの健全育成を図る環境づくり

2・親への支援のための整備

- 1 子どもや母親の健康確保
- 2 働き方に合わせた多様なサービス
- 3 子育てしながら働ける職場の環境づくり
- 4 ひとり親家庭などへの支援
- 5 経済的支援



3・地域で支えあうための整備

- 1 地域における子育て支援サービスの充実
- 2 仕事と子育てを両立する家庭への支援体制の整備
- 3 「子育て」「子育て」にやさしいまちの環境づくり
- 4 子育てへの男性の参画推進
- 5 子どもの安全確保

●基本目標：第3 親と子の「学び」と「育ち」を支援できる体制づくり

- 1・「生きる力」の育成
- 2・親になるための教育環境の整備
- 3・地域の教育力の向上
- 4・食育の推進

第5章 事業計画 57

1 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

■教育・保育の量の見込みと確保方策等

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

■事業概要、見込みの量の算出方法

- (1) 【新規】利用者支援事業
- (2) 地域子育て支援拠点事業
- (3) 延長保育事業
- (4) 妊婦健康診査
- (5) 乳児家庭全戸訪問事業
- (6) 養育支援訪問事業
- (7) 子育て短期支援事業
- (8) ファミリー・サポート・センター事業
- (9) 一時預かり事業
- (10) 病児・病後児保育事業
- (11) 放課後児童健全育成事業
- (12) 【新規】実費徴収に係る補足給付を行う事業)
- (13) 【新規】多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

第6章 計画の推進について 62

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴い確実に少子化が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所における人口推移においても現在の傾向が続けば、50年後には、日本の総人口が1億人を割り、1年間に生まれる子どもの数が現在の半分以下の50万人を割るものと推計しています。

子どもは社会の希望、未来を創る力であり、安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現は、社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

北栄町においては、平成17年度から、「北栄町次世代育成支援行動計画」を策定し、地域で安心して子育てができ、これからの社会を担っていく子ども達が健やかに成長できるよう、魅力あるまちづくりを進めてきました。しかしながら、子育てをめぐる社会環境の現実は厳しく、さらに近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくないため、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

このような現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、国や地域を挙げ、子どもや子育て家庭を支援する新しい支えあいの仕組みを構築することが求められ「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。子ども・子育て関連3法に基づく、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」のもとで①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善③地域の子ども・子育て支援の充実を目指すとされています。

この実現のため、子ども・子育て関連3法の一つ、「子ども・子育て支援法」では、都道府県、区市町村は「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務づけられています。

そこで、北栄町では、乳幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくため「北栄町次世代育成支援行動計画」を踏まえながら、平成27年度から31年度の5か年を計画期間とした「北栄町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村事業計画として位置づけます。国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、北栄町が取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、町の財政計画に沿って取り組みを推進します。

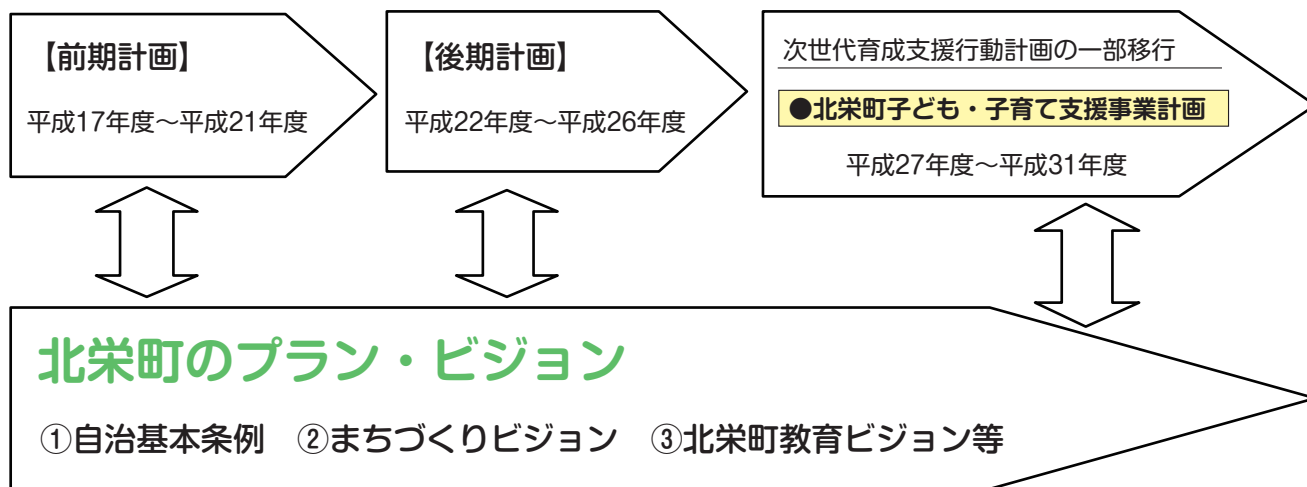
本計画の策定にあたっては、まちづくりビジョンや関連の分野別計画との整合、連携を図ります。また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「次世代育成支援行動計画」については、①子ども・子育て支援法②就学前の子どもに関する教育・保育の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律③その施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により義務策定から任意策定に変更されています。

本町においては、教育・保育ニーズに対応し、より実効的な事業計画とするため「北栄町次世代育成支援行動計画（後期）」を踏まえつつ、引き続き本計画で推進していく事業と、北栄町のプラン・ビジョンと関連させながら、本町における子ども・子育て支援事業を総合的に推進します。

「子ども・子育て支援事業計画」の基本的な方向性

●北栄町次世代育成支援行動計画

●北栄町子ども・子育て支援事業計画



(2) 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、自治体は平成27年度から5か年を1期とした事業計画を定めるものとしていますので、平成27年度から平成31年度までを計画期間とします。

H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
北栄町次世代育成支援行動計画【前期】														
					北栄町次世代育成支援行動計画【後期】									
										北栄町子ども・子育て支援事業計画				
				①自治基本条例										
					②まちづくりビジョン									
			③北栄町教育ビジョン											

3 計画の策定体制

(1) 「北栄町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「北栄町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等を把握しました。

① 調査対象

就学前児童の保護者及び小学生の保護者

② 調査期間・方法

平成25年12月5日から平成25年12月20日

郵送による配布と回収及びこども園・保育所(園)・小学校を通じた配布と回収

対象	配布数	有効回収数	回収率
就学前児童の保護者	638件	415件	65%
小学生の保護者	120件	105件	88%
合計	758件	520件	69%

(2) 「北栄町子ども・子育て支援会議」の開催

本計画への子育て当事者等の意見を反映するとともに、本町における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、町民、学識経験者、事業主、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「北栄町子ども・子育て支援会議」（以後「本会議」という。）を設置し、計画の内容について協議しました。

本会議を7回開催し、新制度における施設、事業の認可基準や給付にかかる確認基準、地域子ども・子育て支援事業の実施等について、具体的に検討し、計画策定に関する意見、提言をいただき、本計画に反映しました。



4 次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価

（1）施策評価の方法

- ・次世代育成支援行動計画（後期計画）に盛り込まれている施策ごとの事業進捗状況等の評価します。
- ・評価手法は、事業担当課による自己評価を実施します。

（2）施策目標別の評価

- ・現在の「実施状況」、特徴的な施策についての「成果と課題」を整理します。

基本目標1 子どもの権利を尊重するまちづくり

項目① 子どもの権利に関する啓発

●個別事業（1）子どもの命、人権に対する意識の向上

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
①子どもの命や人権を尊重する意識の啓発	①「人権ほくえい」に、子どもの人権に関する記事を掲載。 ・人権を学ぶ会で子どもの人権について学習。（講演1自治会）	①記事掲載や聴講により、子どもは、守られたり指導されたりするだけの対象ではなく、一人の人間として基本的人権が最大限に尊重されなければならないことを認識してもらうことにつながった。
②大人の人権意識の啓発	②人権学習会の実施。 ・児童虐待を主題とした人権教育講座の実施。（北条文化会館）	①② ・様々な人権について学ぶ機会を提供できた。より関心が持てる取り組みが必要である。 ・一方、子どもの権利についてさらに周知していく必要がある。

●個別事業（2）家庭内での暴力（身体的・精神的・経済的暴力等）防止に関する周知

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
ドメスティックバイオレンス(DV)を防止するため、広報誌による啓発、相談窓口の周知、専門機関との連携	・中部福祉保健局障がい者支援課「心と女性の相談担当」と連携して、ショッピングセンターにおける啓発を実施。 ・福祉課に相談窓口を設置。 ・窓口に相談機関のチラシ等を設置。	・相談者に配慮した相談対応を行い関係機関と連携を図った。

項目② 児童虐待防止への対応

●個別事業（1）各機関等における活動の充実

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
子育てに対する相談・支援体制の充実	・保健師による2歳児相談・乳児相談等で子育て相談を実施。 ・子育て支援センター内での職員による子育て相談対応や訪問による安否確認を実施。	・子育て支援センターにおいて、相談者の心配ごとを聞き、必要に応じて助言を行い、育児不安や育児困難感を軽減することができた。

●個別事業（２）「北栄町要保護児童対策地域協議会」の充実

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
児童虐待等に関する防止と対応や関係者の資質向上による連携の充実	<ul style="list-style-type: none"> 代表者会 1 回、実務者会 3 回、ケース会議 9 回行い、情報の共有化を実施。 毎年、虐待防止月間にこども園・保育所（園）持ち回りで啓発活動の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に実務者会を開催し、関係者の情報共有を図った。必要に応じて、個別支援（ケース）会議を開催し、各関係機関で支援について役割分担をし、防止へとつなげた。

●個別事業（３） 児童虐待発生予防の体制の整備

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
<ul style="list-style-type: none"> ①地域での見守り体制の強化 ②虐待の疑われる場合等の通告の義務と通告先の周知と、協力体制の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ①② <ul style="list-style-type: none"> 民生児童委員に、チラシ等配布し、虐待発生予防について協力要請。 町報等による啓発周知。 	<ul style="list-style-type: none"> ①② <ul style="list-style-type: none"> 研修会を開催し、虐待の疑われる場合等の通告の義務の周知を継続する。また、見守りについて協力要請をするなど体制を強化し、早期発見、早期対応に努める。

基本目標 2 保護者が安心、安全に子どもを産み、健康に育てられる環境の整備

項目① 子どもや母親の健康確保

●個別事業（１） 妊婦一般健康診査の受診促進

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
妊婦一般健康診査無料受診券発行	<ul style="list-style-type: none"> 1 人 14 回分の受診券の発行。 	<ul style="list-style-type: none"> 健診費用の無料化により受診率の向上につながった。受診後の受診券にて受診状況を確認できる。

●個別事業（２） 妊娠届出時の面接相談の促進

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
①妊娠届出時の面接相談の促進	①窓口にて保健師が相談・指導を実施。	①妊娠初期の過ごし方や妊娠全期を通して必要な栄養指導等を実施した。 ・未婚の妊娠・10代の妊娠等配慮が必要なケースについては継続支援を行う必要がある。
②出産に対する家庭での協力の重要性の啓発	②母子手帳交付時に保健師が啓発実施。	②妊婦に対しては啓発している。

●個別事業（３） 乳幼児健診の充実

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
①心理職員等の配置	① 3 歳児健診、5 歳児健診にて臨床心理士による子育て相談を実施。	①子育て相談で育児不安の軽減を図ることにつながる。
②健診未受診者の把握	②健診未受診者に対し、再度電話や郵便にて案内。また電話や自宅訪問で子どもの様子や育児状況を把握。	②健診未受診者 0 とはなっていないが、子育て支援センターやこども園・保育所（園）との連携、家庭訪問等で状況把握している。
③健診会場での情報交換環境等の確保	③健診の待合を保護者の情報交換の場として利用。	③保護者同士の情報交換が、よりしやすい環境設定をしていく必要がある。

④絵本の読み聞かせとブックスタート	④5歳児健診で絵本の読み聞かせを実施。 ・生後7か月児とその保護者を対象にブックスタート事業を実施。	④ブックスタートは、全対象児に配布でき、絵本にふれあう良い機会となっている。
⑤育児に係る家庭協力の重要性の啓発	⑤健診において、育児に係る協力の重要性について啓発。	⑤健診の状況では、相談、協力の体制がとれているようだが、今後も引き続き、啓発の必要がある。

●個別事業（４） 予防接種の推進

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
予防接種の推進	・定期予防接種の接種勧奨。未接種者に接種勧奨を実施。	・任意予防接種についても啓発できている。 ・予防接種率を上げることにより、病気の予防につながった。

●個別事業（５） 歯の健康推進

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
歯の健康推進 (3～5歳スタート)	・母子手帳交付時に歯科保健の啓発。H26年度より、妊婦歯科健診を実施。 ・1歳6か月児健診以降半年ごとにフッ素塗布・口腔の健康への意識啓発。 ・4～5歳児のフッ化物洗口を4施設で実施。	・フッ化物洗口を実施する施設が1施設から4施設へ増えたことにより、虫歯予防の推進になった。 ・妊婦歯科健診の受診者が増加し、妊娠期からの歯科保健の啓発につながった。

●個別事業（６） 妊産婦・乳幼児の受動喫煙の防止対策および妊産婦の禁煙・禁酒の推進

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
①母子健康手帳交付・乳幼児健診時の受動喫煙影響の説明 ②妊産婦の禁煙・禁酒の啓発	①② ・個別に指導を実施。	①② ・乳幼児の傍らで喫煙する家庭もあるので、健診時等機会を捉えて禁煙について啓発していく必要がある。

●個別事業（７） 妊産婦・乳幼児への訪問指導の実施

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
①出産後早期の全家庭訪問 ②個別家庭訪問の実施	①生後2か月までに新生児訪問を実施。中部管内であれば里帰り先訪問を行い、中部管外であれば該当市町村へ依頼。 ②子育て支援センター職員等にて未就園児の全戸訪問を実施。	①全戸訪問し、個別の相談・指導をすることにより、保護者の子育てに対する不安解消につながった。 ②子育て支援センター職員等にて3か月面接ができていない子どもは保健師が訪問や健診会場にて確認を行うことにより、全数把握できた。

項目② 食育の推進

●個別事業（１） 母子保健事業の推進

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
乳幼児健診時の食に関する助言等	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児健診では実際の離乳食を見てもらいながら、1歳6か月、3歳児健診では個別相談を実施。 ・5歳児健診では5人程度のグループ指導を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実際の離乳食を見てもらうことで、量や食材の大きさなどを確認してもらうことができた。

●個別事業（２） 保育所・幼稚園・学校食育の推進

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
①給食などによる心と体の基礎の育成	<ul style="list-style-type: none"> ①献立検討会に栄養士も出席し、意見交換を実施。 ・栄養教諭と学校栄養職員が小中学校で各教科・特別活動等でのTT授業や給食時間での食に関する指導を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ①年に1回の調理実習で、栄養士より給食メニューで提案できた。 ・児童生徒、教職員の食に関する興味関心は高まりつつあるが、さらに、児童生徒が実践力を身につけることができるよう取り組みや連携方法の見直しを進める必要がある。
②地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ②給食センターで毎月地産地消検討会を実施。収穫作物の展示を行ったり、学校給食週間では地元生産者との交流給食会を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ②地元生産者との交流給食を通じて、地元の食材や生産者の話を聞き、食材の提供者や生産過程等を身近に感じることができた。
③食育に関する講習会、家庭への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ③子育て支援センターが連携し、離乳食講座、親子クッキング、授乳期の母親対象のクッキングを実施。 ・食育便りを町内のこども園・保育所(園)全家庭、未入園(所)の3歳児以上の子どもがいる家庭へ毎月配布。 ・小学校のPTA活動で調理実習を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ③子育て支援センターの親子クッキングでは、小さな子どもの料理への関わり方を紹介し、家庭での食育のきっかけとなった。
④幼児・児童・生徒が健康な身体と食に関心が持てる取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ④こども園・保育所(園)の食育計画に基づき、栄養士と連携して取り組みを実施。 ・小中学校で、「食に関する指導の計画」に基づき、各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間等の学校教育全体を通して食に関する指導を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ④こども園、保育所(園)において、年間食育計画に基づき菜園活動、収穫体験、クッキング等を実施した。今後食育することへの関心が持てるようさらに地域と連携して取り組みを進める。 ・子どもが主役のクッキングでは、子ども自身が五感を使って体験でき、保護者の参観もあり啓発にもつながった。



●個別事業（3） 地域食育の推進

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
①食育ボランティア等の地域活動に対する支援	①食生活改善推進員が、地域ボランティアとして資質向上を図るため、生活習慣病や食育推進等のテーマを決め、学習会、調理実習を実施。 ・地域活動に対し、レシピの提供、助言も実施。	①学習会で学んだことを、親子や子どもの料理教室等で伝達し、地域の健康づくりに役立った。 ・子どもの少ない地域での活動が難しく、近隣自治会と合同で実施する等の方法について検討する必要がある。
②地産地消の推進による食の安心・安全の啓発	②食生活改善推進員の学習会で地産地消メニューを実施。 ・給食センターで、毎月地産地消検討会を実施し旬の野菜、地場産物を使用した加工品を確保し、規格を統一。	②地域で採れる農作物や旬の食材を家庭でも積極的に使うきっかけとなった。 ・地産地消率が前年度より増加した。 ・生産者の畑の視察や、収穫体験を通じてより情報共有ができるようになった。しかし天候などで収穫量が左右される場合もある。
③農業体験等による学習の推進	③こども園・保育所(園)の年間計画に基づき、園児と各団体、地域の方等との農業体験を推進。収穫物でクッキングを実施。	③園児と各団体、地域の方との農業体験交流を持ち、収穫の喜びと農業への関心が芽生えた。 ・小学生に、北栄町の特産物についての知識や関心を持ってもらうことができた。
④「食育の日」(毎月19日)の啓発	④毎月19日に町放送で呼び掛け。	④町民に食育の日(19日)を毎月啓発できた。
⑤親子のクッキング教室等の実施による食育推進	⑤食生活改善推進員の親子クッキング等の実施。 ・子どもほくえい塾、子育て支援センター、各小・中学校でクッキング教室等を実施。	⑤地域ボランティアが中心となり、食育や料理作りが実施できた。

項目③ 思春期保健対策の充実

●個別事業（1） 健全な生活への指導の充実

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
①喫煙、アルコール、薬物、性、性感染症等についての学習の充実 ②将来へ向けての生活習慣病予防の推進	①保健体育の保健分野や講演会で学習。 ②小学5年生、中学2年生に脂質検査（生活習慣病予防の話、保護者・子ども対象に結果説明会）を実施。 ・生活習慣病予防講演会（H26年度は大栄・北条中学校）を実施。 ・H26年度は医師等専門家を交えての検討会を開催。	①保健体育の保健分野や講演会で学習し、健康な生活と疾病の予防について理解を深めた。 ②脂質検査は、単に検査を行うだけでなく、保護者も含めて日頃の生活習慣を振り返り、子どものころからのよい生活習慣づくりにつながった。 ・検査結果説明会の参加が少ないのが課題である。

●個別事業（２） 相談体制の充実

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
心と体の悩みについての学習と担任・養護教諭等による個別相談の実施	・保健学習の中で、思春期の心と体について学び、担任・養護教諭等による個別相談を実施。	・生徒が学ぶ機会を設けることができたり、個別相談も実施できたりして相談体制の充実につながった。

項目④ 小児医療の充実

●個別事業（１） 救急医療体制の充実

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
中部救急医療体制の整備の充実	・県、医師会と共同で、厚生病院を中心とした中部救急医療体制の整備。	・小児科医が少ない。体制はとれているが、増やすことが課題である。

●個別事業（２） かかりつけ医の促進

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
かかりつけ医の必要性の啓発	・訪問、乳児健診等で保護者にかかりつけ医の必要性を啓発。	・かかりつけ医を持ち、予防接種スケジュール等相談しながら健康管理をしている保護者が多くみられる。

●個別事業（３） 発達障がいにかかる専門医の医療体制の充実

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
中部圏域で、発達障がいにかかる専門医や医療体制の充実における整備の促進	・中部圏域で小児科医、発達障がいに対応する専門医が不足。	・中部圏域で医療機関、発達障がいに係る専門医が不足しており、医療機関の受診につながるものが困難で、保護者の不安感や支援体制の遅れが心配される。

項目⑤ 子どものすこやかな発育・発達と障がいのある子どもへの支援

●個別事業（１） 健診・相談の充実

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
①障がいを早期に発見し、専門機関との連携できる体制の整備 ②障がいのある子どもとその家族に対する相談業務の充実	①② ・乳幼児健診を実施し、発達の上で気になる子どもを専門機関につなげたり、子育て支援センターやこども園・保育所(園)と連携しながら相談支援を実施。 ・5歳児健診後に保健師・子育て支援室職員、学校教育室指導主事が、こども園・保育所(園)を訪問し、就学支援の指導を実施。	①② ・乳幼児健診を活かし、指導・支援の充実や、就学支援の充実を図ることにつながった。 ・早期から「個別の支援計画」を策定し、保護者、関係機関が連携して一貫した支援をしていく必要がある。

●個別事業（２） 障がいのある子どもへの保育・教育の充実

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
①保育士研修の充実と受け入れ体制の整備 ②加配保育士の配置 ③発達障がいへの理解を深め、適切な対応ができる研修 ④関係機関とのネットワークの充実	①②③ ・個別の支援の必要性を検討して、保育士を配置し、「個別の指導計画」を作成し、計画的にきめ細やかな支援を実施。 ・こども園・保育所(園)職員を対象とした発達支援に係る各種研修会を実施。 ・発達障がい支援センター(エール)、倉吉養護学校地域支援部、LD等専門員など専門機関による研修や相談を実施。 ④関係機関と連携し、支援内容を確認し、個別の対応を実施。	①障がいのある子どもへの保育・教育の充実は、組織的な取り組みを進めていく必要がある。 ②加配保育士を適正に配置できているが、町の組織の中で、特別支援教育の中心的な役割を担う人材の育成が必要である。 ③④ ・福祉課・健康推進課・教育総務課3課の連携がとれ、子どもの発達の支援を進めることができつつある。 ・就学相談は、現在のような適切な支援を今後も継続していく必要がある。

●個別事業（３） 特別児童扶養手当等の経済的援助

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
「特別児童扶養手当」等各種手当の給付に係る事務処理、周知	・各種手帳交付時に制度概要を記載した助成制度一覧を配布し、周知。 ・町報・ホームページに制度案内を掲載し、周知。 ・新規申請に際して、医療機関からの問い合わせ(相談)が増加。	・制度概要を周知することができた。 ・医療機関との連携により受給開始につながるケースがあり、経済的な援助を図ることができた。

●個別事業（４） 児童デイサービス

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
障がいのある子どもの日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う児童デイサービスを実施	・児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後デイサービス・保育所訪問支援を実施。	・関係各課と連携し、情報共有することにより、利用者に必要な情報提供を行い、適切なサービス利用につなげることができている。 ・サービス事業者が不足しており、提供体制の整備を進める必要がある。

基本目標 3 工夫しながら、働くことと子育てを両立できる社会の実現

項目① 保育・教育内容、学童保育サービスの充実

●個別事業（１） 幼保一元化の推進(旧施策)

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
就学前(小学校入学前)の町立保育所、幼稚園を一元化して総合的に支援できる体制	・こども園・保育所(園)において、0～5歳児までの保育・教育を一体的に実施。	・保育・教育課程に基づき、見通しを持って教育・保育を進め、各年齢の発達を促すことができた。

●個別事業（２） 就学前施設における保育・教育の充実

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
①保育士等の資質の向上	①②③ ・こども園・保育所(園)が研究テーマを設定し、テーマに沿った園内研修（理論研修、公開保育、事例検討等）を行い、保育者同士が互いに学習。 ①県や専門機関主催の研修や相談事業に積極的に参加。 ・町主催の研修等を実施。	①こども園・保育所(園)において部長等を中心に園内研修の充実が図られ、学びあうよさを感じつつある。 ・こども園・保育所(園)において、研究テーマに沿った園内研修を進め、研修方法の工夫や、環境の構成などに着目した研修を積み重ねていき資質の向上につながってきている。
②個々の発達段階に応じた保育・教育の実施	②保育・教育の課程に基づき一人ひとりの発達を把握し、遊びや生活等を通して、個々の発達を促進。	②臨時職員の研修の機会を増やし、資質向上につなげる。
③職員複数体制による一人ひとりを認める保育・教育	③一人ひとりの子どもを複数の職員の視点でみていく保育・教育を実施。 ・町幼児教育研究会における研修実施。	②③ ・子どもの発達を保障するために個に応じた日々のねらいをもって教育保育を実施できつつある。
④看護師等の専門職の配置による安心・安全な保育の実現	④100%専門職の確保に努めているが、困難。	④保育士資格と幼稚園教諭免許の併有者の確保に努める。また、その他の専門職の確保も課題である。

●個別事業（３） 保育施設等の安全確保

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
①保育施設等の定期的な点検と必要な修繕	①年1回の遊具点検を実施。 ・毎日、早朝・延長保育時に施設の点検を実施。	①② ・安心・安全な保育環境を整え、事故防止に努めるとともに、改善していく体制を整備した。
②保育中の事故の防止	②多様な危機管理の場面に対応できる職員の実践力を育成。	

●個別事業（４） 情報提供の充実

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
子育て支援サービスの広報紙・ホームページ等による情報提供の充実	・子育て支援センター利用時や家庭訪問時にたより等を配布。 ・健康推進課にて母子手帳交付時にも情報提供を実施。	・子育て家庭に広報紙等に関心を持って見ていただき、子育て支援サービスへの利用につながった。

●個別事業（５） 放課後児童クラブ・児童館事業の実施

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
①放課後等の居場所として安心して過ごせる環境づくり	①放課後児童クラブは、北条地区・大栄地区で事業を実施。 ・児童館では、子どもたちの地域での交流と体験の場としての活動を実施。	①昼間保護者のいない家庭の児童の放課後の居場所づくりを行った。 ・今後、定員、指導員の人数、場所等について検討する必要がある。
②指導員の資質向上	②指導員が、県主催の研修会等に参加。	②研修を推進する等よりいっそう資質の向上を図る必要がある。

項目② 働き方に合わせた多様なサービス

●個別事業（１） 延長保育の充実

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
全園での午後 7 時までの延長保育の実施の検討	・ 6 施設中 4 施設が実施。	・ 就労等により長時間の保育が必要な家庭への支援になった。

●個別事業（２） 一時預かりの実施

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
保護者の疾病、冠婚葬祭、育児等にとまなう心理的、肉体的負担の解消のため一時預かりの実施	・ 2 施設で実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者が安心して預けられる環境で、ニーズも増加してきている。 ・ H25年度は前年までの倍の利用数があり、保護者支援の重要な役割を担うことができた。

●個別事業（３） 病児・病後児保育事業の実施

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
病児や病気の回復期で集団保育への復帰が困難な子どもに対する一時預かり保育の実施、周知（委託事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 倉吉市に委託。 【H25年度利用者数】 ・ 病児保育（厚生病院内「きらきら園」）延32人 ・ 病後児保育（野島病院内「すくすく園」）延47人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H25年度までは対象が保育所入所児童のみだったが、H26年度は小学生までに拡充された。 ・ 病児保育は、受診後保育を実施するため、手続きに時間がかかる

●個別事業（４） 休日保育の実施

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
休日において家庭での保育が困難な子どもに対しての保育・周知（委託事業）	・ 倉吉市に委託し、ババール園で実施。	・ 日曜・祝日も就労している保護者の仕事と子育ての両立支援を行い、ニーズも増加してきた。

●個別事業（５） 子育て支援短期利用事業の実施

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
子ども養育が一時的に困難になった時、一定期間、養育・保護する事業の取り組み（委託事業）	・ 因伯子供学園と米子聖園ベビーホームの 2 施設に委託しているが、利用者はほとんど無し。	・ H25年度の利用は無かったが、今後も必要な状況に応じて事業を実施する。

項目③ 子育てしながら働ける職場の環境づくり

●個別事業（１） 育児休業制度等の普及・啓発

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
①事業所へ理解と制度の整備に向けて関係機関と連携し協力促進	①「第2次基本計画ダイジェスト版」等において、町内で認定を受けている鳥取県男女共同参画推進企業での取り組み事例を紹介。 (鳥取県男女共同参画推進企業 町内 11社)	①「商工会」「よりん彩」等の関係機関と連携して、事業所を対象とした啓発を進める必要がある。
②県の事業と連携して事業所への働きかけ、あわせて父親の子育て参加への啓発	②「よりん彩」等が開催する講座についてチラシにより周知。 ・父親の子どもの送迎や参観日・運動会等の行事に参加する姿が増加。	②より多くの方に参加していただくよう周知に努める。 ・父親を中心としたボランティアの会等のさらなる育成に努めていく必要がある。

●個別事業（２） 育児・介護休業法等の普及啓発

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
事業所・住民へ育児・介護休業法等の普及啓発	・実績なし。	・今後、事業所・住民へ育児・介護休業法等をいかなる方法で普及啓発していくか検討する必要がある。

項目④ 地域における両立家庭への支援体制の整備

●個別事業（１） 仕事と子育て両立家庭への地域支援の促進

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
地域の子育て関与の重要性についての啓発	・北栄町・湯梨浜町・琴浦町3町合同企画、TCC制作による「男女共同参画ミニドラマ」をTCCで放映。 ・自治会長評議員会において、地域における男女共同参画の取り組みについて意見交換会を開催。 ・鳥取県男女共同参画センターよりん彩から講師を招き、全自治会長を対象とした男女共同参画研修会を開催。	・地域において男女共同参画に取り組む意義について、広く啓発し、認識を深める機会となった。

●個別事業（２） ボランティア等との連携

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
保育サポーターおよび子育て支援関係のNPO等団体の情報提供	・子育てに関係する機関について、保護者に情報提供を実施。	・広く町民の子育てボランティアを増やしていき、より子育て支援につなげていきたい。

基本目標 4 笑顔のある親と子の「学び」と「育ち」を支援できる体制の構築

項目① 子どもの「生きる力」の育成

●個別事業（1） 教育内容の充実

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
①指導法の工夫改善と教員・保育士等の指導力の向上 ②確かな学力の確立のための取り組み	①② ・各施設において、研究体制を整え、計画に沿って研究実施し、指導力の向上・確かな学力の向上を推進。	①② ・指導法の工夫改善の取り組みが継続してでき、指導力の向上・確かな学力の向上につながった。 ・こども園・保育所（園）とも、研究テーマにそって日々の保育を進め子どもの姿に成長が見られる。
③異年齢の関わり合いを生かした育ちあいが生まれる環境の提供	③異年齢の関わり合いを生かした育ちあいが生まれるよう交流を実施。	③異年齢交流が実施され、心の育成につながった。
④保幼小中の滑らかな接続による子どもの連続した育ちへの対応	④保幼小中の子ども・職員が交流を実施。	④交流により、保幼小中の職員が互いの保育・教育について理解が深まった。

●個別事業（2） 心の育成

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
①学校生活を通じた心の育成の推進	①体験を通じた学びや協同による学びを重視した取り組みを実施。	①体験を通じた学びや協同による学びによって、他の人と力を合わせることのよさを経験し、心の育成につながった。
②友人、仲間とのかかわりを持つ工夫（同年齢・異年齢）	②人と関わり合いながら学ぶことや異年齢の交流を実施。	②人と関わり合いながら学ぶことや異年齢の交流を実施し、豊かな心を育成することにつながった。
③保育所での高齢者、障がい者との交流により思いやりの心を育成	③地域の高齢者と障がい者との交流を計画的に実施。	③こども園・保育所（園）において子どもの心の育成のために、今後も地域の高齢者・障がい者とふれあう機会を設けていく必要がある。

●個別事業（3） 基本的生活習慣の確立

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
①基本的生活習慣の重要性の啓発	①様々な機会を利用して町の6:30運動のチラシを配布掲示したり、家庭教育12か条キャンペーンを実施。	①② ・学校内に町の6:30運動のチラシを掲示し、意識の高揚につなげた。 ・家庭教育12か条キャンペーン特集番組（ケーブルテレビ）や「朝の元気配達便」（町放送）に出演・参加する等、こども園・保育所（園）・学校・地域と連携して様々な取り組みができ、これらの取り組みが着実に定着していると思われる。

②関係する機関が、連携して取り組みできる体制づくり	②こども園・保育所(園)・小学校・中学校の連携体制ができ、なめらかな接続が可能。	②各課の取り組みは良いが、町全体の重点的な取り組みとなればなおよい。
---------------------------	--	------------------------------------

●個別事業（４） 悩み事の相談体制の充実

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
①教育相談の充実	①児童生徒が相談する機会の充実。	①児童生徒が相談する機会を設けることで、相談しやすくなった。
②心の教室相談員の配置等体制の充実	②心の教室相談員を継続して配置することによって、相談体制が充実。 ・保護者の子育て相談は、随時実施。	②心の教室相談員が継続して配置されていることによって、生徒が相談しやすい環境ができている。

●個別事業（５） 非行、不登校への対応

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
学校、家庭、地域、専門機関との連携と個別対応の充実	・スクールカウンセラー、中部子ども支援センター、倉吉児童相談所、倉吉警察署等と連携し、支援や指導を実施。	・個別の状況に応じて、連携することができている。

●個別事業（６） 図書館の活用と図書施策の充実

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
①絵本の読み聞かせの拡充	①月に一度、図書館司書がこども園・保育所(園)に出向き、お話タイムを実施。	①こども園・保育所(園)・子育て支援センター等へのおはなし会、館内でのおはなし会を定期的実施することで、子どもと本を結びつける機会になった。
②保育所、幼稚園、学校、図書館等の図書の充実	②こども園・保育所(園)が希望により絵本を一括して借り、園児に貸し出しを実施。 ・学校において、司書教諭・図書館司書を中心に図書館の環境整備や本に親しむ活動、図書館教育の充実化。	②こども園・保育所(園)においては、絵本を通じて保護者のかかわりを推進した。 ・中学生においては、多忙化の中で関心を高めていく必要がある。 (小学生の利用率は高い。)
③読書の大切さの啓発	③読書週間に「おすすめ本コーナー」を設置。	③④
④ブックスタート事業の実施で読み聞かせの大切さを啓発	④健診時にブックスタートパックを配布。	・読書週間・ブックスタート等の取り組みが、本の貸し出しにつながっているが、さらなる利用者が増えるよう工夫する必要がある。
⑤乳幼児を対象とした「おはなし会」「絵本の読み聞かせ会」の実施	⑤毎週日曜日におはなし会を開催し、「英語でおはなし会」や「ぬいぐるみのおとまり会」等工夫して実施。	⑤図書館での、工夫した取り組みにより新たな利用増につながった。
⑥読み聞かせボランティアグループ、図書館ボランティアの支援、育成	⑥こども園・保育所(園)・小学校・中学校においてボランティアグループ等の絵本の読み聞かせを実施。	⑥子どもの時から、図書館に関心を持てる取り組みとなった。

●個別事業（7） 子どもの自主活動の促進

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
①子ども会活動等の活性化 ②子どもが関与できる行事の活用促進	①出前講座で、要望に応じて、スポーツ・レクリエーション・工作等子ども会活動の支援を実施。 ②北栄砂丘まつりのステージイベントにおいて、町内の小中学生が合唱、太鼓演奏、吹奏楽演奏を披露したほか、各種イベントにおいて子どもたちが参加できる機会を提供。	①少子化により、事業が実施しにくい状況にあるのが課題である。 ②北栄砂丘まつりは子どもたちにとって魅力があり、積極的に参加したいイベントとして定着してきている。 ・一方で、子どもたちが参加できる新たな機会を提供する必要がある。

●個別事業（8） 福祉ボランティア体験・職場体験学習の充実

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
①夏休み中の社会福祉体験 ②ワクワク北条・大栄の体験学習を通して働くことの尊さの体験	①夏休み中に社会福祉体験を実施。 ②中学校2年生が4日間の職場体験学習を実施。	①夏休み中に社会福祉体験を実施し、自己の生き方を考える機会となった。 ②職場体験学習によって、働くことの意義を体験を通して学ぶことができた。

項目② 親になるための教育環境の整備

●個別事業（1） 児童・生徒への男女共同参画教育の推進

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
保健科・家庭科、学活、総合的な学習を通して児童・生徒への啓発	・社会科・家庭科・道徳・特別活動等で人（命）を大切にすること、男女が互いに協力し合うことの必要性を指導。	・学習や協同する経験を通して、互いに協力することの大切さを学んだ。

●個別事業（2） 保育所等と小・中・高校生との交流機会の拡充

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
夏休み中のボランティア体験、家庭科等の授業を通しての交流	・中学校家庭科で保育について学習するとき、こども園・保育所(園)での交流を実施。 ・中学生の職場体験を通して乳幼児との触れ合いや保育士体験を実施。 ・こども園・保育所(園)年長児と小学生の交流を年間指導計画に位置付けて継続して実施。	・中学生が、こども園・保育所(園)等において、交流を実施し、生き生きとした姿が見られた。 ・こども園・保育所(園)児、小学校児童双方にとって意義のある交流となっている

●個別事業（3） 乳幼児との中・高校生との交流機会の拡充

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
中・高校生と子どもとふれあう機会の提供	・中学校職場体験、夏休み福祉体験ボランティア、家庭科学習の受け入れ（中・高校生）を実施。	・このボランティアに参加することによって、自らを振り返り、自尊感情を持つことができた。

●個別事業（４） 子育て学習講座の充実

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
①入学説明会において学習講座の開催	①入学説明会では、学習講座の時間の確保が困難なので、啓発資料の配布に変更。	①入学説明会の学習講座は効果が期待されるが、時間の制約があるため、今後も別の方法で啓発していく必要がある。
②思春期における子どもの接し方についての講演会の開催	②③ ・子育て学習講座を実施。 ・子育てに必要なコミュニケーション講座の実施。	②③ ・参加者も多く、保護者への学習機会の提供といった面で効果があった。 ・参加型学習で子ども、子育てをともにする人同士に必要なコミュニケーションを実感できた。
③参観日にあわせての保護者対象の講演会の実施		
④子育て支援センター利用者を対象に子育て学習講座の開催	④子育て支援センターにおいて、年間計画に基づき、多様な内容の子育て講座を開催。	④学習講座に関心のある保護者が繰り返し参加しているので、新たな参加者を増やしていくのが課題である。

●個別事業（５） 祖父母教室の開催の実施

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
各保育所の祖父母参観日にあわせた教室の開催	・祖父母参観日で、子どもと祖父母とのふれあい遊びの場を提供。	・この交流をきっかけにして、別の場所においても気軽に声をかけることができる等のつながりが持てた。 ・祖父母に限定しない家族参観日が主流となっているので、今後必要かどうかの検討が必要である。

項目③ 地域の教育力の向上

●個別事業（１） 地域人材の活用

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
①総合的な学習での地域の人材活用	①小学校の道徳や特別活動等において、地域人材をゲストティーチャーとして招き活用。 ・シルバー人材センターと交流を図り、田植え、稲刈り、もちつき、サツマイモ掘りを実施。	①地域人材をゲストティーチャーとして招くことで、より深い学習ができた。
②「子どもほくえい塾」等に協力可能な子どもサポーターの育成	②「子どもほくえい塾」、NPO法人まちづくりネットが窓口となり、事業を実施。	②体験・教室を通して、地域の指導者と子どもの関わりが深まった。
③高校生サークルやボランティア団体などの子どもの交流促進	③瀬戸獅子舞保存会が獅子舞指導を実施。 ・地域ゲストティーチャーが、竹馬、ちまき、北条砂丘太鼓等の指導を実施。 ・高校生サークルは停止中。	③地域における青少年の参加機会を設ける必要がある。
④地域の協力により保育所等の活動や環境整備を実施	④こども園・保育所(園)・小・中学校で保護者による園(所)・校地内の清掃実施。(夏季休業中)	④こども園・保育所(園)・小・中学校の保護者の協力により学校の環境整備ができた。

●個別事業（２） 体験活動の充実

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
・「子どもほくえい塾」（土日、長期休業実施の体験教室）など各種体験事業の充実	・「子どもほくえい塾」による土日、長期休業実施の体験教室を実施。 ・中央公民館・民芸実習館及び図書館における体験教室の実施。	・様々な体験活動ができた。 ・たくさん子どもの参加の機会を提供していく工夫が必要である。

●個別事業（３） スポーツ推進体制の充実

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
①総合型地域スポーツクラブの育成 ②スポーツ推進委員の訪問指導を通して地域でのスポーツ活動の充実	①スポーツクラブにおいて、ジュニアスポーツ教室（小中学生対象の運動教室）などを実施。 ②自治会、子ども会等が訪問型ニュースポーツ体験事業を利用。	①② ・希望者が集まる事業、指導者が届ける事業などさまざまな機会ですポーツに触れることにより、体力づくりと仲間づくりが健やかな成長の一助となった。

●個別事業（４） 社会全体の意識の醸成

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
①街頭啓発強調期間を設定し、あいさつ運動を推進 ②子どもの育ちや保育・教育内容等について理解していただく機会の提供	①あいさつ運動街頭啓発（年２回）、あいさつ通りモデル自治会・あいさつ運動推進事業所募集を実施。 ・こども園・保育所(園)内であいさつ当番実施。 ②同日公開参観日年２回実施。 ・ケーブルテレビ、ホームページ、及びこども園・保育所(園)での家庭教育12か条キャンペーンの実施。	①継続実施により効果があった。 ・特に「朝の元気配達便」（町放送）が好評を得ている。 ②保護者、地域の方に教育・保育について理解が得られた。 ・子育てに必要な取り組みが具体的に伝えられるようになった。

●個別事業（５） 地域活動の充実

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
①自治会関係者の意識向上に向けた研修会の実施（拡充） ②地域が実施する行事へ子どもたちの参加の啓発 ③子育て家庭が講座に参加しやすい体制の充実	①鳥取県男女共同参画センターよりん彩から講師を招き、全自治会長を対象とした男女共同参画研修会を開催。 ②家庭教育12か条の浸透を図る啓発を実施。 ③子育てに必要な講座を保護者が参加しやすい日程で実施。（図書館：おはなし会、中央公民館：親子木工教室） ・パパ・ママ向け講座をシリーズで実施。	①地域において男女共同参画を進める意義について、認識を深める機会となった。 ②家庭教育12か条キャンペーンにより具体的な取り組みを発信することはできたが、今後より浸透する取り組みも必要である。 ③親子等での関わりが学びを通して深まったが、より多くの人に参加を拡げることも必要である。

基本目標5 いつでもまち全体で子育て支援できる環境の整備

項目① 地域における子育て支援サービスの充実（拡充）

●個別事業（1） 子育て支援センター事業の充実

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
①各種事業の充実 ②事業の周知と利用促進 ③受け入れ体制の整備と職員研修の充実 ④幼保一元化(旧)の推進で在宅子育て家庭を含めた保護者や家庭への支援の実施	①② ・母子手帳交付時など子育て支援センター事業について情報提供をし、利用を促進。 ・子育て支援センター職員による未就園児の全戸家庭訪問や養育訪問を実施し、たよりを配布。また、保護者や家族へ子育てのアドバイスを実施。 ③子育て支援センター職員の研修を実施。 ④子育て支援センターの指導員による家庭訪問に、助産師や看護師も同行し、保護者や家族に対し、より専門的なアドバイスを実施。	①② ・「あそびの教室」の紹介、専門機関との連携、子育て支援を経て、入園前の支援体制が整った。 ・参加者が固定傾向にあるので利用者の拡充を工夫する。 ③子育て支援センター定例会等で、関係者が連携して関わることにより、就園前の子どもの様子が把握できる。 ④早期からの家庭訪問により、より早い段階での支援の充実につながっている。

●個別事業（2） 子育てサークルの育成

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
子育てサークルの立ち上げを援助し、子育て家庭のネットワーク化を図る	【H25年度実績】 ・地域の自立・活性化活動支援事業交付金により、町内で活動する子育てサークルの活動を支援。 【交付団体】 アートスタートinほくえい 【交付額】 10万円	・今後、新たな子育てサークルの立ち上げを援助し、子育て家庭が安心して子育てできる場所や機会を提供していく必要がある。

●個別事業（3） 子育て支援ボランティア活動の推進

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
①地域活動の大切さの啓発と協力要請 ②子育てサポーターの育成と活動の推進	①② ・地域で活動している人に、子育て講座等の開催時に、託児のボランティアを依頼。	①② ・今まで以上に広く町民のボランティアを増やしていく必要がある。

●個別事業（4） ファミリー・サポート・センター事業の実施

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
地域の中で助け合う体制の整備	・H25年度から、町直営とし、アドバイザーを1名配置。子育て支援センター内に事務所を置き、普及活動も実施。 ・提供会員のための養成講座も実施。	・少しずつではあるが、会員登録が増えつつきている。 ・リピーターが多いので、新たな利用者を増やしていけるよう周知を図る必要がある。

項目② 子育てへの男性の参画推進

●個別事業（１） 広報紙などによる啓発

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
①広報紙や啓発パンフレットなどを活用した啓発 ②男女の固定的役割分担への意識啓発の推進	①「広報北栄」への記事掲載及び「第2次基本計画ダイジェスト版」を配布して啓発。 ②子どもの送迎に、父親の参加している家庭が増加する傾向。	①② ・子育てへの男性の参画推進について、認識を深める機会となった。

●個別事業（２） 講演会・講座の充実

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
男女共同参画意識の啓発のための講演会や講座の開催	・男女共同参画フォーラム（210人参加）全自治会長及び自治会長会評議員を対象とした研修会を開催。	・地域・家庭において男女共同参画に取り組む意義について認識を深める機会となった。 ・講演会・研修会の場において、参加者のさらなる増加を図る必要がある。

項目③ 経済的支援

●個別事業（１） 子ども手当制度の円滑な実施

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
制度の周知と円滑な支給	・出生届、転入届時に届け出窓口との連携を行ったり、町報等により周知。（現在は児童手当）	・適切に支給ができた。

●個別事業（２） 子どもの医療費負担の軽減

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
子どもに対する医療費の一部を支給する制度の充実、周知	・生まれてから15歳になる年度の3月31日までの間、自己負担限度額（通院530円/日、入院1,200円/日）を超える医療費を助成。（県補助金あり）	・子育て世帯への経済的支援ができた。

●個別事業（３） インフルエンザワクチン等の接種補助

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
インフルエンザワクチン等の接種補助の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児に対して、インフルエンザ接種費用の一部を助成。 ・対象 小学校就学前の乳幼児 ・助成額 1回当たり1,500円 ・助成回数 2回 ・助成期間 H26年10月1日からH27年2月28日までの接種分 ・おたふくかぜワクチンの接種費用の一部を助成。 ・対象 小学校就学前の乳幼児 ・助成額 1回当たり3,000円 ・助成回数 1回 	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザの流行、感染を防ぐために、接種率の向上を図る必要がある。 ・助成の手続き方法が変更となり（代理受領）、接種者の手続きの負担が軽減した。

●個別事業（４） 保育料等の軽減

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
①保育に係る利用負担軽減の推進 ②第3子以降の児童のいる家庭の保育料を軽減する事業継続	①第2、3階層のひとり親家庭等の保育料軽減継続。 ②第3子以降児童の保育料軽減継続	①② ・保護者負担を軽減した。

●個別事業（５） 出産一時金の増額と直接払い制度の実施

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
①出産一時金の増額の検討 ②出産費用の病院への直接払い制度を実施	①出産一時金：一人42万円。（産科医療補償制度対象出産で無い場合は、H27年1月～ 404,000円） ②妊婦の希望により実施するが、国保対象者についてはほとんどが活用。	①② ・出産時の経済的負担を軽減した。

項目④ ひとり親家庭などへの支援

●個別事業（１） 児童扶養手当制度の周知

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
制度の周知	・窓口との連携を図り、制度の周知。	・ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、適切に支給できた。

●個別事業（２） ひとり親家庭医療費助成

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
制度の周知	・窓口との連携を図り、制度の周知。 ・18歳までの子を扶養する、所得税非課税世帯の母子（父子）家庭等に対して、母（父）及び子について自己負担限度額（通院530円/日、入院1,200円/日）を超える医療費を助成。（県補助金あり）	・ひとり親世帯への経済的支援につながった。

●個別事業（３） 母子および寡婦福祉資金等貸付制度

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
制度の周知	・事業主体である県と連携して貸付相談と申請等の受付事務を実施。しおりを窓口を設置。（現在は母子父子寡婦福祉資金等貸付制度）	・制度周知と貸付希望者への相談、申請受付、事業主体の県との連携により経済的自立へとつながった。

●個別事業（４） ひとり親家庭児童小、中学校入学支度金支給制度の実施

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
所得税非課税者に対して支度金を支給	・小・中学校、教育委員会と連携し制度の周知を図り対象者の支度金を支給。	・制度周知と対象者に支度金を支給し、経済的支援につながった。

●個別事業（５） 相談体制の充実、利用制度および雇用促進支援の周知

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
①相談や利用できる制度の周知 ②自立支援への相談体制雇用等にかかる情報提供の強化	①② ・母子父子自立支援員の設置。自立支援へ向けての情報提供等を実施。	①② ・制度周知により、相談者へ自立支援へ向けての情報提供、利用できる制度の手続き等を行い、経済的自立へとつながった。

基本目標 5 まち全体ですこやかでたくましく育つ子どもの安全確保と環境整備

項目① 「子育て」「子育て」にやさしいまちの環境づくり

●個別事業（１） 公共設備、施設等のユニバーサルデザイン化

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
公共設備、施設等のユニバーサルデザインの推進の検討	・順次町内の公共施設にハートフル駐車場の整備を推進。 ・北条中階段昇降機・車いす設置。 ・B & G海洋センターのバリアフリー化。	・町内22の公共施設にハートフル駐車場を整備し、誰でも利用しやすい環境づくりとなった。 ・生徒が安全かつ安心して学校生活を送ることができた。

●個別事業（２） 子どもの遊び、活動の場や公園の整備

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
①公共施設の開放の検討	①社会体育施設の開放。 ・学校体育館・運動場等の開放。	①遊び場の提供には既存施設の活用が不可欠につき、今後さらに充実させる必要がある。 ・学校時間外に施設を開放し児童生徒の健康・体力づくり、スポーツ活動の充実を図ることができた。
②校庭や公園の一部芝生化の検討	②園庭の芝生化。 ・PTAで、芝刈りボランティアの組織化。 ・小学校の校庭の一部は芝生化。	②ころんだ際のけがの心配が少なくなった反面、土に触れる機会がなくなった。 ・小学校児童がのびのびと学校生活を送ることができた。
③自主性を尊重し、自分の責任で自由に遊べる場所の整備	③新設の公園はなし。	③新たな施設整備は困難につき、既存施設の有効活用を考えていく必要がある。
④安全性の確保	④公園内の危険遊具の把握。 ・こども園・保育所(園)・小中学校遊具・体育施設の点検、改善の実施。	④今後も危険性が認められた遊具の撤去が必要である。 ・児童生徒が安全かつ安心して学習活動を行うことができた。 ・今後も、引き続き設備等の老朽化等に対応した点検・改善を実施し安全かつ安心な活動の場を児童生徒に提供する必要がある。

項目② 子どもの安全確保

●個別事業（１）交通安全の推進

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
①子どもたちへの交通安全教育の推進	①子ども会・生徒会による交通安全教室の実施。 ・登下校の指導や自転車の乗り方の指導等を実施。 ・教職員による街頭指導を小・中学校で実施。 ・小・中学校通学路の関係機関合同の安全点検実施。 ・中学生に自転車の安全点検を実施。 ・自動車学校主催の交通安全教室に5歳児が参加し、実地訓練。	①地域・学校及び警察機関・道路管理者合同点検による危険個所の明確化と速やかな通学環境の改善並びに関係者の交通安全意識の向上と交通マナーの指導体制の確立を図った。 ・上記の主体的取組により子どもたちの交通安全意識の向上につながっているが、更に取り組みを拡げる必要がある。 ・今後もPDCAサイクル化しながら継続して実施していく必要がある。
②チャイルドシートの装着の指導、啓発	②交通安全運動を活用した街頭啓発の実施。	②こども園・保育所(園)の保護者に対する安全指導を強化し、装着率の向上を図る必要がある。
③うさちゃんクラブの活動として、親子で体験指導の実施	③うさちゃんクラブによる交通安全教室実施。 ・保護者会役員による交通安全指導実施。	③継続的に交通安全指導を行い、チャイルドシート装着の徹底を図る必要がある。

●個別事業（２）道路、歩道の整備

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
安全を確保するため計画的に道路や歩道の整備	・北条小・中の通学路の整備。 ・大栄小・中の通学路のガードパイプの新設と改修、ガードレールの設置。	・地域・PTA・行政で危険箇所の点検を行い、通学路の安全確保につながっている。

●個別事業（３）公共施設の耐震化

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
公共施設については、耐震対策の計画的推進	・非構造部の耐震化及び耐用年数到達施設の整備。 学校施設 耐震化100%。 (H21年度完了)	・地震に強い学校施設の整備は完了し、安全かつ安心な学習の場が提供できた。 ・今後は、公共施設の耐震化について耐用年数到達施設の整備計画や非構造部材(壁・窓など)の改善計画を検討する必要がある。

●個別事業（４）乳幼児の事故防止についての啓発

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
母子保健事業の中で事故防止を啓発	・赤ちゃん訪問、乳児健診でチラシを配布。 ・救急救命士による心肺蘇生法、AEDの救急法研修実施。	・毎年、救急法の研修を行うことで職員、保護者の意識を高めることにつながった。また、救急法も変わるので毎年行う必要がある。

●個別事業（５） 防犯体制の強化

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
①地域の防犯活動団体等の連携による防犯体制の強化	①学校PTA及び地域ボランティアによる小・中学校児童生徒の登下校見守り実施。 ・ホームページにより「通学路見守りボランティア」登録募集。	①地域によっては、通学児童生徒への見守り意識が高まりつつあるが、町全体への推進も図っていく必要がある。
②公共施設等での防犯体制の整備	②不審者対応の訓練実施。（こども園・保育所(園)・小学校) ・夜間等不在となる公共施設は、警備会社による侵入者対策を実施。	②不審者対応の訓練を実施し、具体的な行動について学ぶことができた。
③夏休み期間中の青少年育成健全防犯パトロールの継続	③行事に合わせ、パトロールを実施。 3回×2地区	③定期的な巡回と見守りができ、犯罪の未然防止につながった。

●個別事業（６） 「子どもSOS連絡所」等の周知

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
①「子どもかけ込み110番・子どもSOS連絡所」などの子どもたちへの周知 ②「少年を守る店」の協力推進	①学校PTA小・中学校児童生徒の通学見守り実施。 ・地域の事業所等へ「かけこみ110番」登録依頼。 ②通学路沿線民家等への駆け込み看板設置依頼。	①② ・地域による通学児童生徒への見守り意識が高まりつつあるが限定的なので、町全体への推進も図っていく必要がある

●個別事業（７） 防犯情報の提供

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
「駐在所だより」や啓発リーフレットを配布する等情報の提供促進	・「駐在所だより」や随時防災行政無線による情報提供。	・防災行政無線による情報提供を行い、防犯意識啓発を行うことができた。

項目③ 環境・自然を大切にするまちづくり

●個別事業（１） 環境学習の推進

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
①身近な環境問題の教材化や指導の工夫、環境保全の実践的姿勢の育成	①社会科・総合的な学習で実施。 ・こども園、保育所(園)内でのごみの分別。	①社会科・総合的な学習で実施し、環境保全の意識が高まった。
②自然とのふれあいを深め、環境の大切さがわかる取組の推進	②校外活動などの自然にふれる充実した活動を実施。	②校外活動などの自然にふれる活動により環境について関心が高まった。
③こどもエコクラブ活動の継続	③こども園、保育所(園)、小学校・中学校、専修学校にエコクラブが組織化され、継続的に活動を実施。	③こども園、保育所(園)、小学校・中学校、新たに専修学校も加わってエコクラブが組織化され、環境学習の推進につながった。

●個別事業（２） エコのまちづくりの推進

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
環境保護団体やリサイクル活動に取り組む方との連携	・こども園、保育所(園)、小・中学校、でのペットボトルキャップ回収活動、子ども会等でのリサイクル活動支援。	・環境保護団体やリサイクル活動に取り組む方と連携して実施し、活動の活発化につながった。

●個別事業（３） 自然体験・自然学習の推進

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
①保・幼・小中学校・地域との連携による自然体験活動の充実	①シルバー人材センターの方と田植えをする等、地域との連携による自然体験活動を実施。	①自然体験活動はとても有意義で、子どもにとって貴重な経験になった。今後も計画的に機会を設ける必要がある。
②自然の大切さが理解できるよう教材、指導の工夫	②小学校5年生が船上山自然の家で1泊2日の宿泊体験学習を実施。 ・自然観察、自然体験を重視した教材や指導の工夫。	②学校を離れ、船上山自然の家周辺の自然にふれながら学び、自然体験・自然学習の推進につながった。 ・自然観察、自然体験の機会が確保され、自然の大切さを理解することにつながった。
③自然にふれあう園外活動の充実	③園外保育を実施し、自然にふれあう活動の充実。	③保育者が、自然に対する興味・関心を高め保育に活かす必要がある。

項目④ 子どもをメディアや薬物などの害、非行から守る活動

●個別事業（１） メディアとのかかわりに関する啓発

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
メディアとの適切なかかわり方についての普及啓発	・ノーメディアの取り組みを実施。 ・赤ちゃん訪問にてチラシを配布。1歳6か月児健診、3歳児健診でも啓発を実施。 ・園便りで適切な関わり方を啓発。 ・講演会の実施。(こども園・保育所(園)・小中学校)	・ノーメディアの取り組みを実施して、メディアとの関わりについて考える機会ができ、意識の高揚につながった。

●個別事業（２） 学校におけるメディア・リテラシーの育成

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
①専門知識のある教師の育成	①ICT教育支援員を配置し、教師の専門知識を強化育成。	①ICT教育支援員から専門知識を学ぶことができた。
②家庭でのメディアとの関わり方を親子で話しあえるよう、保護者への啓発	②ケータイ・インターネット教育講演会を実施し、保護者へ啓発。	②保護者が子どもを取り巻く環境の状況を知り、行動へのきっかけとなった。

●個別事業（3） 薬物の害についての学習の実施

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
①小中学生へのたばこ、アルコール、薬物についての学習の実施 ②保護者への学習、学校保健便り、PTA機関紙等の掲載による啓発	①薬物乱用防止教室の実施や保健体育の授業で指導。 ②学校保健便り等で保護者へ啓発。	①② ・小中学生への指導・保護者への啓発が継続して実施でき、実践力を培うことに役立った

●個別事業（4） 大人の禁煙推進・分煙対策の徹底

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
禁煙推進と分煙対策の実施と住民意識の向上	・母子手帳交付時にチラシを渡し啓発。 ・乳幼児健診にて、個別に禁煙リーフレット等を用い指導を実施。 ・H25年11月 学校敷地内禁煙実施。 ・自治会公民館への禁煙啓発によりH24年度33自治会からH25年度45自治会の公民館が禁煙実施。	・学校における児童生徒に対する受動喫煙防止を図ることができた。

●個別事業（5） 子どもの犯罪対策・犯罪被害対策

具体的な取り組み	実施状況	成果と課題
①関係機関との連携による街頭補導や不審者対策への取り組み ②夏休み期間中の青少年育成健全防犯パトロールの継続 ③地域全体で子どもたちを見守る体制づくり	①補導センターと連携して街頭指導を実施。 毎月2回 ②夏祭り等の行事に合わせパトロール実施。 3回×2地区 ③青少年育成町民会議を通じた情報共有とあいさつ運動推進事業所に協力を依頼。	①②③ ・定期的な巡回と見守りができ、犯罪の未然防止につながった

（3）次世代育成支援行動計画（後期計画）のまとめ

- ・施策目標別の「成果と課題」を点検し、「第4章 施策の展開」（P43～）に反映させ、平成27年度からの「子ども・子育て支援事業計画」へとつなげていきます。



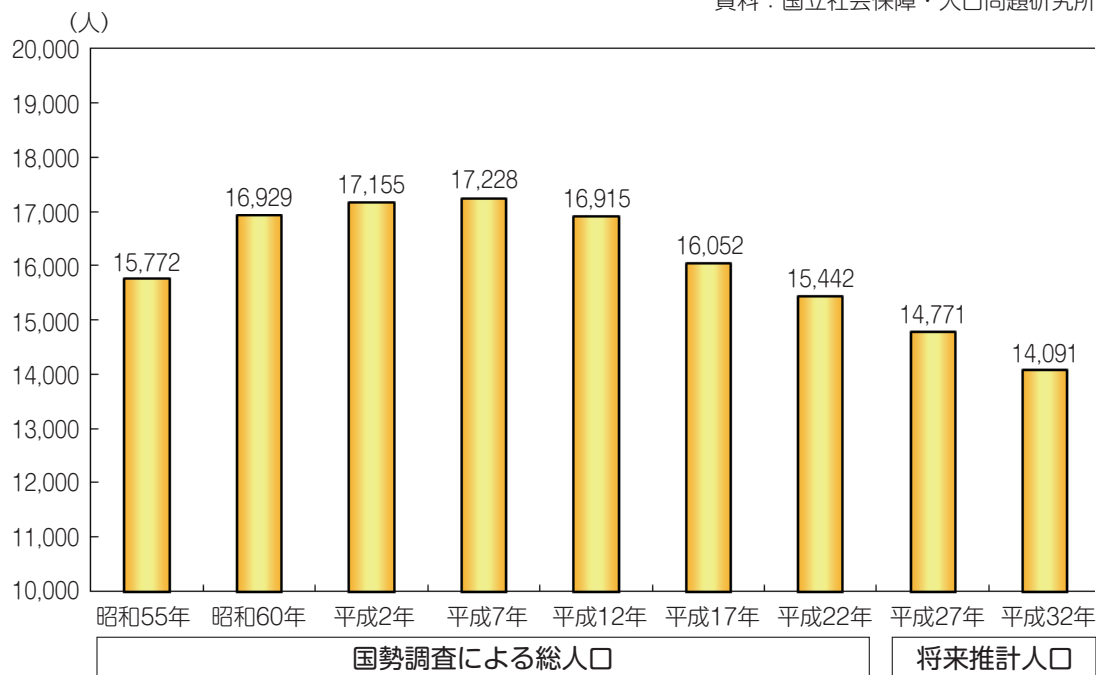
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 北栄町の子ども人口の現状

(1) 北栄町総人口の推移

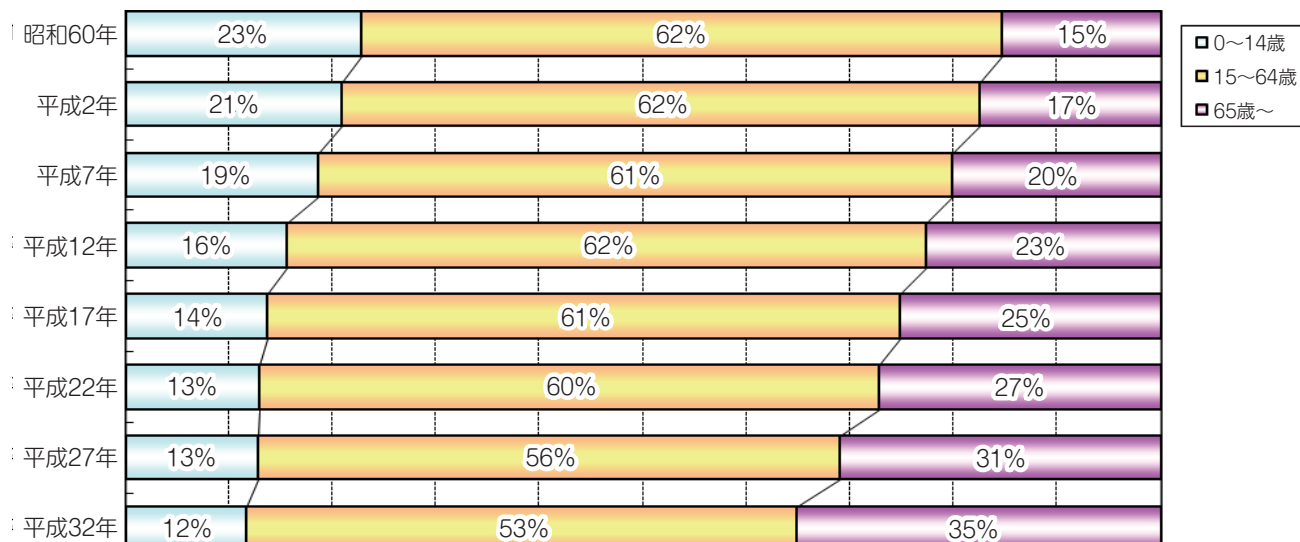
本町の人口は、平成22年の国勢調査によると15,442人で、平成7年をピークとして減少傾向にあります。国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月に公表した将来推計人口では、平成32年には14,091人となり、大幅な人口減少が予想されます。

資料：国立社会保障・人口問題研究所



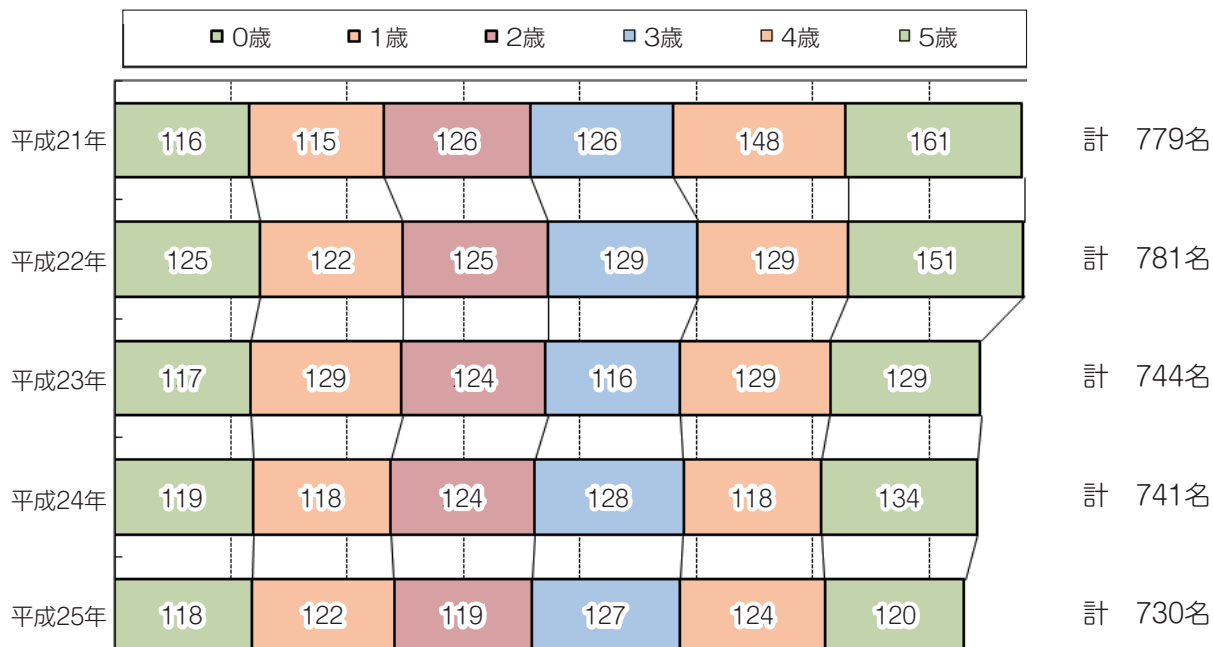
(2) 年齢別人口の推移（3区分）

年齢3区分別人口は、平成12年から平成22年の10年間で、0～14歳の割合は3ポイント減少し、65歳以上の割合が4ポイント増加しています。本町においても年々少子高齢化が進行しており、今後もこの傾向は続くものと予想されます。



(3) 年齢別人口の推移（0～5歳別）

北栄町の就学前児童数は、平成21年以降緩やかに減少しており、平成25年には730人となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(4) 北栄町の出生者数（4月1日現在）

出生者数は、昭和55年から平成12年までの間に約半数に減少しています。
その後は、ほぼ横ばい状態です。

(単位：人)

北栄町	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
出生者数	248	216	171	135	119	110

北栄町	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
出生者数	122	126	111	119	120	104

2 教育・保育施設の現状

(1) 就学前施設の状況

①就学前施設

○北栄町の認定こども園・保育所、幼稚園在籍者は、横ばい傾向にあります。

●各歳児の施設在籍状況の推移

(単位:人)

歳児	施設	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
0歳児	保育所	23	21	25	5	8
	認定こども園	—	—	—	17	10
1歳児	保育所	55	67	85	25	20
	認定こども園	—	—	—	51	54
2歳児	保育所	89	83	88	21	29
	認定こども園	—	—	—	76	64
3歳児	保育所	113	116	101	26	26
	幼稚園	—	—	—	—	—
	認定こども園	—	—	—	86	92
4歳児	保育所	134	117	116	20	27
	幼稚園	—	—	—	—	—
	認定こども園	—	—	—	87	90
5歳児	保育所	88	107	80	28	22
	幼稚園	38	31	37	—	—
	認定こども園	—	—	—	91	90
合計	保育所	502	511	495	125	132
	幼稚園	38	31	37	—	—
	認定こども園	—	—	—	408	400
総計		540	542	532	533	532

4月1日現在

②認可保育所

ア【公立】保育所の歳児別在籍状況

○公立の保育所の在籍者は、増加傾向にあります。(平成24年度から栄保育所は民営化)

町内児童 (単位:人)

4月1日現在

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
0歳児	15	16	17	17	13
1歳児	42	52	64	50	54
2歳児	62	68	69	74	67
3歳児	88	92	81	94	91
4歳児	103	94	93	89	97
5歳児	65	79	59	96	93
合計	375	401	383	420	415

町外児童 (単位:人)

4月1日現在

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
0歳児	1	2	0	17	13
1歳児	2	2	7	4	5
2歳児	5	3	3	5	2
3歳児	4	3	3	2	5
4歳児	2	1	2	2	3
5歳児	0	0	0	2	2
合計	14	11	15	16	17

イ【私立】保育所の歳児別在籍状況

○私立の保育所の在籍者は、横ばい傾向にあります。(平成24年度から栄保育所は民営化)

町内児童 (単位:人)

4月1日現在

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
0歳児	7	3	17	17	13
1歳児	11	13	14	22	12
2歳児	19	12	16	18	23
3歳児	20	20	17	16	21
4歳児	28	94	93	89	97
5歳児	23	28	21	20	17
合計	108	98	95	96	95

町外児童 (単位:人)

4月1日現在

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
0歳児	0	0	0	0	0
1歳児	0	0	0	0	3
2歳児	3	0	0	0	1
3歳児	1	3	3	2	5
4歳児	1	1	2	2	3
5歳児	0	0	0	1	0
合計	4	1	2	1	5

③届出（認可外）保育所

○北栄町は平成26年度現在は該当ありません。

④その他

○小規模保育、家庭的保育等……………北栄町は平成26年度現在は該当ありません。

⑤幼稚園

○北条幼稚園は平成24年度から認定こども園北条こども園の位置づけとなりました。

(北条) 幼稚園の歳児別在籍状況

(単位:人)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
公立 幼稚園	3歳児					
	4歳児					
	5歳児	38	31	37	0	0
	小計	38	31	37	0	0
私立 幼稚園	3歳児					
	4歳児					
	5歳児					
	小計					
幼稚園	3歳児					
	4歳児					
	5歳児					
合計	38	31	37	0	0	

(5月1日現在)

【平成23年度までの幼稚園】

・幼稚園における4時間程度の「教育標準時間」に加え、入園児全員が預かり保育(※)でした。

※預かり保育……………通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に、幼稚園が行う教育活動のこと。幼稚園教育要領では、平成10年の改訂時に、初めて教育活動として位置づけられました。

【平成24年度からの幼稚園】

・認定こども園を開設し、北条こども園の短時間児保育（定員10名）を幼稚園児としており、該当児童はいません。

⑥保育所・幼稚園における定員等の状況

(単位:人)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
保育所	公立 保育所	定員	530	530	530	545	545
		入園児数	443	444	411	483	475
		入所率	83.5	83.7	77.5	88.6	87.1
	私立 保育所	定員	90	90	90	120	120
		入園児数	119	105	102	115	112
		入所率	132.2	116.6	113.3	95.8	93.3
	計	定員	620	620	620	665	665
		入園児数	562	549	513	598	587
		入所率	90.6	88.5	82.7	89.9	88.2
幼稚園			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	公立 幼稚園	定員	90	90	90	10	10
		入園児数	42	32	37	0	0
		入所率	46.6	35.5	41.1	0	0
	私立 幼稚園	定員					
		入園児数					
		入所率					
	計	定員	90	90	90	10	10
		入園児数	42	32	37	0	0
入所率		46.6	35.5	41.1	0	0	

3月末現在（広域受入含む）

- ・平成24年度の認定こども園の開設と栄保育所の民営化に伴い、保育所の定員が増となり、北栄町全体として適正な入所率となっています。



(2) 地域における子育て支援事業の状況 (すべて3月末現在)

①地域子育て拠点事業

○平成24年度から3つのこども園開設に伴い、3つの支援センターを開設しています。

地域子育て支援センターにおける子育て利用件数

(単位:件)

施設名	開設年月	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
北栄町立子育て支援センター (月～金5日間開催)	平成21年4月	3,050	3,046	2,829	—	—
北栄町立北条子育て支援センター (月～金5日間開催)	平成24年4月	—	—	—	2,114	2,787
北栄町立大誠子育て支援センター (月・水・金3日間開催)	平成24年4月	—	—	—	1,469	2,658
北栄町立由良子育て支援センター (相談業務のみ)	平成24年4月	—	—	—	0	0

②妊婦健診:助成者数の推移

(単位:回)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
助成の基準	1人14回				
助成延回数	1,366	1,368	1,582	1,449	1,381

③乳幼児家庭全戸訪問事業

○国の基準では、原則として生後4か月を迎えるまでのすべての乳児の家庭が対象となっていますが、北栄町では未就園の児童のいるすべての家庭を訪問しています。

(単位:件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対 象	4 カ月未満	4 カ月未満	4 カ月未満	4 カ月未満	4 カ月未満
家 庭 数	124	102	122	113	98

④養育支援訪問事業

○養育支援が必要であると判断した家庭を訪問しています。

(単位:件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
家 庭 数	89	43	21	9	9
訪問件数	416	339	221	84	94

・国のガイドラインに従い、対象家庭を訪問していますが、支援方法は毎年見直しをしています。
特に平成24年度からは、子育て支援センター2園を増設し、また行政間での連携を密にすること等により、多くの子ども・家庭の情報共有ができ、訪問家庭数が減少しています。

⑤子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイの推移）

○トワイライトステイは「因伯子供学園」、ショートステイは同園及び「米子聖園ベビーホーム」に委託しています。

（単位：人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用件数	0	0	0	5	0

⑥ファミリー・サポート・センター事業

○平成25年度から町直営としました。

ファミリー・サポート・センターの会員数及び活動状況の推移

（単位：人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
提供会員数	16	11	26	28	32
依頼会員数	12	37	73	93	101
両方会員数	10	11	16	22	21
利用件数	－	106	62	72	26

⑦一時預かり事業

○町内2園で実施しています。（公立1園・私立1園）

（単位：人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
由良こども園	358	129	172	124	377
北条みどり保育園	19	116	72	74	128
合計	377	245	244	198	505

⑧延長保育事業

○延長保育事業は、「延長保育促進事業費補助金」によって運営されており、対象は私立のみです。

延長保育の施設数及び利用状況の推移

（単位：件）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
北条みどり保育園	－	1	1	1	1
利用児童数（人）	－	43	56	52	59

【参考】

延長保育の実施施設（認可保育所）

（単位：人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
公立	—	3	3	3	3
私立	—	1	1	1	1
利用児童数（人）	—	87	118	104	102

⑨病児・病後児保育事業

○倉吉市に委託しています。病児保育は厚生病院内「きらきら園」（平成24年度から）、病後児保育は野島病院内「すくすく園」で実施しています。

病児・病後児保育の利用状況の推移

（単位：人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
病児保育	—	—	—	43	32
病後児保育	19	32	41	34	47

（3）放課後児童クラブの状況

○保護者等が就労のため、放課後、家庭での保護を受けることのできない児童の健全育成を図るため、町が運営しています。対象は、小学校1年生から3年生または特別な配慮を要する6年生までの児童です。

定員は「北条なかよし学級」が10～50人程度、「大栄こども学級」が10～35人程度です。

ア 利用者数

（単位：人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
北条なかよし学級	52	48	59	62	62
大栄こども学級	37	38	35	36	34

イ 学校別利用状況

（単位：件）

小学校名	区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
北条小	全児童数(A)	202	210	210	211	202
	利用者数(B)	52	48	59	62	62
	利用率(%) (B)/(A)	25.7	22.9	28.1	28.9	30.2
大栄小	全児童数(A)	222	218	211	210	198
	利用者数(B)	37	38	34	35	33
	利用率(%) (B)/(A)	16.7	17.4	16.1	16.7	16.7

○利用率は5月1日現在の1～3年生までの人数で算出しています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

すべての子どもは、「児童の権利に関する条約」にうたわれているように「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、その生命と発達が尊重されなければなりません。

家庭は、子育ての出発点であり、子どもの基本的な生活習慣や能力を育むことは親が担うべき重要な役割ですが、急速な少子化の進行や家庭、地域を取り巻く環境の変化により、子どもの育ちとともに親としての育ちにも様々な影響を及ぼしています。

子どもは、家族の一員としてかけがえのない存在であり、また、これからの社会を担う力として大切な存在です。子ども一人ひとりが心身ともに健やかに育つことは親や家族をはじめ、すべての町民に共通する願いでもあります。

北栄町でも、これから少子化の進行が懸念されますが、その中において安心して子どもを産み育てられる社会を実現するためにも、行政をはじめ、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力を図り、社会全体で子ども・子育てを支援する新しい支え合いの取り組みを進めていきます。



2 基本的な視点

(1) 子どもの育ちの視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情のもとに養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら、成長を遂げていくことが必要です。

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、乳幼児期の人格形成を培う学校教育・保育については、良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな発達が保障されるような取り組みを進めます。

(2) 親としての育ちの視点

子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、子どもと向き合える環境を整えることで、保護者が自己肯定感を持ちながら子どものより良い育ちを実現することに他なりません。

そのために、親としての自覚と責任を持ち、心ゆたかな愛情あふれる子育てが、次代に継承されるような子育て力を高める取り組みを進めます。

(3) 地域での支え合いの視点

地域におけるすべての人々が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、それぞれの役割を果たすとともに、相互に協働することが必要です。

子どもの成長にとってより良い環境づくりのために、地域全体で子どもや子育てを見守り支え、子育て支援の取り組みを進めます。

(4) 子育て環境の充実の視点

子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、乳幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要であり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援の取り組みを進めます。

(5) 「すべての子どもと家庭」への支援という視点

子どもの人権の尊重と最善の利益を主として考え、障がい、疾病、貧困及び虐待をはじめとする様々な理由により、社会的支援を要する「すべての子どもと家庭」への支援という視点から、ニーズに応じた取り組みを進めます。

3 基本目標

第1 子どもの人権の尊重を実現するまちづくり

- ・子どもの人権を尊重し、健やかに守り育てるためには、大人の子どもに対する人権意識の高揚が不可欠です。子育ては、まずは家庭を基本とし、保護者支援と地域での子どもの見守りを進めます。

第2 まち全体で子育て支援をするための環境の整備

1. 子どもの健やかな発育・発達を保障するために

- ・すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、発達に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供をとおり、心身ともに健やかな子どもの育成を図ります。
- ・障がいのある子どもや虐待などによりケアを必要とする子ども、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、ニーズに応じた継続的な支援を進めます。
- ・子どもの安全が保障でき、環境・自然を大切にすまちづくりを進めます。
- ・子どもをメディアや薬物の害、非行から守る活動を進めます。

2. 親への支援をするために

- ・妊娠から出産・子育て（乳児～思春期）に至るライフサイクルの中で一貫したきめ細やかな支援を進めます。
- ・働きながら安心して子どもを産み育てることができるように、ニーズに対応できる子育ての環境づくりを推進するとともに、家庭と仕事の両立を図るワークライフバランスの啓発を推進します。
- ・保育料や医療費などの経済的支援、ひとり親家庭への支援を行います。

3. 地域で支え合うために

- ・子育て中の親の孤独感や不安感等に対応するため、専門家の助言や公的なサービスに加え、親・子同士の交流や家庭の中で解決できないことを気軽に相談できる場を設けたり、身近な地域の様々な世代の人々が、親子を応援したりする環境整備を推進します。
- ・男女共同参画の講座・研修等の学習活動や啓発に取り組みます。

第3 親と子の「学び」と「育ち」を支援できる体制づくり

- ・子どもが成長するための出発点は家庭であり、基本的な生活習慣や能力を身につけさせることは親が担うべき重要な役割です。この役割を果たすことができるよう子育てに関する学びの機会を提供します。
- ・食をとおした豊かな育ちを図るため、関係団体等と連携し、家庭等での食育を啓発します。
- ・小学校・中学校では、確かな学力の確立のため、学習指導の工夫・改善を図ります。
- ・こども園・保育所(園)では、教育・保育内容の充実を図るため、職員の研修を推進します。
- ・こども園・保育所(園)・小学校・中学校・高校連携で、子ども達の成長を促す交流活動を促進します。
- ・中・高校生と乳幼児とのふれあい等で次代の親を支援します。



4 圏域設定

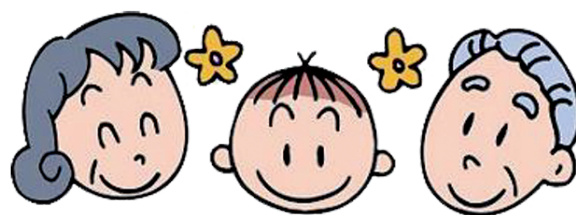
(1) 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条では、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

また、子ども・子育て支援法に基づく基本指針でも、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）として「市町村が定める区域」を設定する必要があるとされています。

そこで、北栄町では、教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による通園等の動線も考慮しながら、地域的なつながりが深く、日常生活圏域として捉えられる町全体を一つの単位として圏域の設定をします。

この圏域内において、こども園・保育所(園)・小学校・中学校をはじめ、小規模保育・家庭的保育等の様々な施設や事業を連携させ、身近な地域での支え合いのもと、全ての子どもたちが等しく、豊かな教育・保育を受けられるまちを目指します。



第4章 施策の展開

【基本目標：第1】 ●子どもの人権の尊重を実現するまちづくり

1・子どもの権利に関する啓発

【基本目標：第2】 ●まち全体で子育て支援できる環境の整備

1・子どもの健やかな発育・発達を保障するための整備

- 1 子どもの健やかな発育・発達と障がいのある子どもへの支援
- 2 教育・保育内容、学童保育サービスの充実
- 3 小児医療の充実
- 4 児童虐待防止への対応
- 5 思春期保健対策の充実
- 6 環境・自然を大切にすまちづくり
- 7 子どもの健全育成を図る環境づくり

2・親への支援のための整備

- 1 子どもや母親の健康確保
- 2 働き方に合わせた多様なサービス
- 3 子育てしながら働ける職場の環境づくり
- 4 ひとり親家庭などへの支援
- 5 経済的支援

3・地域で支え合うための整備

- 1 地域における子育て支援サービスの充実
- 2 仕事と子育てを両立する家庭への支援体制の整備
- 3 「子育て」「子育て」にやさしいまちの環境づくり
- 4 子育てへの男性の参画推進
- 5 子どもの安全確保

【基本目標：第3】 ●親と子の「学び」と「育ち」を支援できる体制づくり

1・「生きる力」の育成

2・親になるための教育環境の整備

3・地域の教育力の向上

4・食育の推進

●基本目標:第1 子どもの人権の尊重を実現するまちづくり

項目	個別事業	今後の具体的な取り組み
1・子どもの権利に関する啓発	(1) 子どもの命、人権に対する意識の向上	<p>【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利条約、児童憲章に基づき、子どもの人権に関する意識の更なる高揚を図り、周知します。 ・人権を学ぶ会など様々な機会をとらえて、子どもの人権に関する啓発を行います。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 人権を学ぶ会・人権教育講演会・人権学習会・広報 </div>
	(2) 家庭内での暴力(身体的・精神的・経済的暴力等)防止に関する周知	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭環境という面で子どもの成長に大きな影響を与えるドメスティックバイオレンス(DV)を防止するため、広報紙による啓発・相談窓口の周知、専門機関との連携を図ります。



●基本目標:第2 まち全体で子育て支援できる環境の整備

項目	個別事業	今後の具体的な取り組み
1 子どもの健やかな発育・発達と障がいのある子どもへの支援	(1) 健診・相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・発育、発達に心配の見られる子どもに健診後、適切な対応ができるように「あそびの教室」を継続して行います。 ・健診や障がい者地域生活支援センター、子育て支援センターなどで相談が気軽にでき、専門機関と連携し、発達の上で気になる子どもとその家族について適切に支援します。
	(2) 障がいのある子どもへの教育・保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・早期から「個別の支援計画」を策定し、保護者、こども園・保育所（園）・小学校・中学校・関係機関が連携して一貫した支援をします。 ・障がいのある子ども一人ひとりの特性に応じた教育・保育を行うため、補助的な職員の配置を進めます。 ・教育・保育に関わるすべての職員が、障がいへの理解を深め、適切な対応ができるよう研修を行います。
	(3) 特別児童扶養手当等の経済的援助	<ul style="list-style-type: none"> ・相談機関、医療機関等と連携し、対象家庭の支援や受給による経済的支援につなげます。
	(4) 障害児通所支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害児支援利用計画」に基づき、障がい等のある子どもに日常生活での基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う障害児通所支援等の支給を行います。
1・子どもの健やかな発育・発達を保障するための整備 2 教育・保育内容、学童保育サービスの充実	【新規】 (1) 教育・保育の総合的な提供	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前（小学校入学前）のこども園・保育所（園）を一体化して、子どもの育ち及び子育て家庭を総合的に支援できる体制をより充実します。
	(2) 就学前施設における教育・保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・園（所）内研修の充実を図るとともに、各種研修会に積極的に参加し、職員の資質向上に努めます。 ・教育・保育課程等に基づいて一人ひとりの発達に応じたきめ細やかな教育・保育を行います。 ・自己評価・外部評価を行い、こども園・保育所（園）運営の改善を図ります。 ・保育教諭・看護師等の専門職の配置による、より安心、安全な教育・保育を実現します。
	(3) 教育・保育施設等の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設等の定期的な点検と必要な修繕を行います。 ・教育・保育中の事故については、全職員の共通認識で防止に努めます。
	(4) 情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援サービスについて、広報紙・ホームページ等により情報提供を充実します。

1. 子どもの健やかな発育・発達を保障するための整備	2 教育・保育内容、学童保育サービスの充実	(5) 放課後児童クラブの実	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後、保護者等が不在の家庭の児童を対象に、放課後等の居場所として安心して過ごせる環境づくりに努めます。 ・指導員の資質向上を図るために研修等を充実します。
	3 小児医療の充実	(1) 救急医療体制の充実	・県、医師会と共同で、厚生病院を中心とした中部救急医療体制の整備が進むよう働きかけます。
		(2) かかりつけ医の促進	・健康管理のために、身近な地域で継続的な医療が受けられる「かかりつけ医」の必要性を啓発します。
		(3) 発達障がいにかかる専門医の医療体制の充実	・中部圏域で、発達障がいにかかる専門医が不足しており、医療体制の充実について、県及び関係機関に働きかけながら整備を促進します。
	4 児童虐待防止への対応	(1) 各機関等における活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭の悩みやストレスの解消を図るため、子育てに対する相談・支援体制を充実します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 乳児の早期全家庭訪問の実施 子育て支援センター未利用児の家庭訪問の実施 乳幼児健診等の充実と未受診者の把握 保健師・保育教諭等、各活動の担当者の資質の向上 </div>
		(2) 「北栄町要保護児童対策地域協議会」の充実と児童虐待発生予防の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待等に関する防止や対応について、また個別のケースに対して関係者の資質向上と連携の充実を図ります。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ケース会議（随時） 実務者会（年3回） 代表者会（年1回） 関係者研修会 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員協議会・自治会長会で児童虐待発生予防を啓発します。
	5 思春期保健対策の充実	(1) 健全な生活への指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と教育委員会、保健部門、保護者との連携を強化し、喫煙、アルコール、薬物、性、性感染症等についての学習を充実します。 ・自分の健康に関心を持ち、基本的な生活習慣の重要性を認識し、将来に向けての生活習慣病予防の対応に努めます。
		(2) 相談体制の充実	・保健学習の中で、思春期の心と体について学び、担任・養護教諭等が個別の相談に対応します。

1・子どもの健やかな発育・発達を保障するための整備

6 環境・自然を大切に するまちづくり	(1) 環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な環境問題の教材化や指導の工夫をすることで環境保全の実践的姿勢を育みます。 ・体験活動等とおして自然とのふれあいを深め、環境の大切さがわかる取り組みを進めます。 ・こどもエコクラブ活動を継続して推進します。
	(2) エコのまちづくり の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・資源の大切さ、リサイクル活動の重要性を浸透させ、環境保護団体やリサイクル活動に取り組む方々と連携し、エコのまちづくりを進めます。
	(3) 自然体験・自然学 習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・こども園・保育所(園)、小中学校、地域と連携して自然体験活動を推進します。 ・自然の大切さが理解できるよう教材、指導の工夫に努めます。 ・地域の自然にふれあう園外活動の充実に努めます。 ・子どもほくえい塾などで自然に親しむ教室などを計画します。
7 子どもの健全育成 を図る環境づくり	(1) メディアとのかか わりに関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て講座、乳幼児健診、こども園・保育所(園)・小学校・中学校の講演会などを利用してメディアとの適切なかかわり方についての普及啓発に努めます。 ・出前講座等とおして、ケータイ・インターネットのルール、トラブルの危険性など啓発します。
	(2) 学校におけるメ ディア・リテラシー の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・専門知識のある教師の育成をし、児童生徒への正しいメディアのかかわり方についての教育に取り組みます。 ・家庭でもメディアとの関わり方を親子で話し合えるよう保護者へ啓発します。
	(3) 薬物の害について の学習の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学生に対してたばこ、アルコール、薬物の害についての学習を行います。 ・学校保健だより等で保護者へ啓発します。
	(4) 大人の禁煙推進・ 分煙対策の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・保健事業や自治会などとも連携し、教育施設、自治会公民館などの禁煙推進とイベント開催時などの分煙対策を実施し、住民意識の向上に努めます。
	(5) 子どもの犯罪対 策・犯罪被害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・警察、学校、民生児童委員、地域ボランティアなどと連携し、情報提供(とりピーメール等)、街頭補導や不審者対策に取り組みます。 ・夏休み期間中のパトロールを継続して実施します。 ・子どもの金銭教育に取り組みます。

●基本目標:第2 まち全体で子育て支援できる環境の整備

項目	個別事業	今後の具体的な取り組み
2・親への支援のための整備 1 子どもや母親の健康確保	(1) 妊婦一般健康診査の受診促進	<ul style="list-style-type: none"> 母体の健康を管理するため、妊婦一般健康診査の受診助成券を発行します。
	(2) 妊娠届出時の面接相談の促進	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦と保健師との初回面接を大切に、母体の状況を把握し、ハイリスク妊婦等にも対応できるよう気軽に相談できる場づくりを継続します。 出産に対する家庭の協力の重要性についての啓発に努めます。
	(3) 乳幼児健診の充実	<ul style="list-style-type: none"> すべての対象児の健康管理を行えるよう、心理職員（カウンセラーなど）、看護師などの人材確保を図り、健診未受診者の的確な把握にも努めます。 健診会場では、遊びを学ぶことや、親子同士で育児について情報交換できる場所になるよう環境を整えます。 健診時に図書館と連携し、絵本の読み聞かせとブックスタートを行います。 育児への家族の協力の重要性について、啓発に努めます。 100%受診に努め、個々の支援につなげます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 乳児健診（3～4か月児、7か月児、10か月児） 1歳6か月児健診、3歳児健診、5歳児健診 </div>
	(4) 予防接種の推進	<ul style="list-style-type: none"> 予防接種未接種者に対して、各健診や相談の機会での助言、また補足通知をするなど、予防接種を推進します。
	(5) 口腔の健康の推進	<ul style="list-style-type: none"> 虫歯が増加する3歳から5歳にかけての幼児期は、口腔の健康に対する取り組みを充実します。 妊婦の歯科健診を実施し、妊娠時からの口腔の健康を推進します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> フッ素塗布、フッ化物洗口（4～5歳）、妊婦歯科健診 </div>
	(6) 妊産婦・乳幼児の受動喫煙の防止対策および妊産婦の禁煙・禁酒の推進	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付や乳幼児健診時に受動喫煙の影響等について説明し、防止への啓発を行います。またあわせて妊産婦の禁煙・禁酒の必要性の啓発も実施します。
	(7) 妊産婦・乳幼児への訪問指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> 出産後の母親の育児不安軽減のため、早期に全家庭訪問を実施します。 妊産婦・新生児・乳児への訪問、乳幼児健診等により訪問指導の必要と思われる家庭への訪問を実施します。

2・親への支援のための整備	2 働き方に合わせた多様なサービス	(1) 延長保育の充実	・全園での午後7時までの延長保育の実施を検討します。
		(2) 一時預かりの実施	・子育て世帯の様々なニーズに合った利用しやすい一時預かりを実施します。
		(3) 病児・病後児保育事業の実施	・病院に付設された保育施設で子どもを預かる事により、保護者の就労を支援します。(委託事業)
		(4) 休日保育の実施	・休日も保育を実施することにより、保護者の多様な就労形態に対応します。(委託事業)
		(5) 子育て支援短期利用事業の実施	・保護者の入院や出張などの理由で一時的に家庭で養育できない子どもを児童養護施設、乳児院等に預けることができる環境を整備します。(委託事業)
	3 子育てしながら働ける職場の環境づくり	(1) 育児休業制度等の普及・啓発	・子育て中の労働者に対する事業所の理解と制度の整備に向けての協力促進を国、県などの関係機関と連携し、取り組みます。 ・県の行う事業と連携して子育て参加への啓発を進めます。
		(2) 育児・介護休業法等の普及啓発	・事業所や住民へ育児・介護休業法等の普及啓発に努めます。
	4 ひとり親家庭などへの支援	(1) 児童扶養手当制度の周知	・住民窓口との連携を図り、離婚等によりひとりで子どもを育てている親で、所得等が一定額未満の場合に手当を支給する制度への周知を図ります。
		(2) ひとり親家庭医療費助成	・ひとり親家庭に対し、所得が一定額未満の場合に医療費の一部を支給する制度の継続に努めます。
		(3) 母子父子寡婦福祉資金等貸付制度	・経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進のために必要な資金の貸付を行う制度の周知を図ります。
		(4) ひとり親家庭児童小・中学校入学支度金支給制度の実施	・養育している児童が小、中学校に入学する場合、対象となる低所得者に対して支度金を支給し、児童の健全な育成を図ります。
		(5) 災害遺児手当の支給	・災害遺児の健全な育成を図るため、災害・事故等により、児童の養育者が死亡、または障がいとなった時、義務教育終了前のその児童の養育者に対し、手当を支給します。
		(6) 相談体制の充実、利用制度及び雇用促進支援の周知	・ひとり親家庭の自立支援に向けた相談体制の充実や利用できる制度の周知を図り、就労につながるよう支援します。 ・生活困窮者自立支援事業でより支援を強化し、相談体制の充実や就労を支援します。

2・親への支援のための整備	5 経済的支援	(1) 児童手当制度の円滑な実施	・住民窓口との連携を図り、中学校終了までの児童を養育している方に手当を支給する制度の周知と円滑な支給に努めます。
		(2) 子どもの医療費負担の軽減	・子どもに対する医療費の一部を支給する制度の継続に努めます。 ・高校生の医療費の一部を支給する制度を実施します。(平成27年度～)
		(3) インフルエンザワクチン等の接種助成	・インフルエンザワクチン等の接種助成の推進を図ります。
		(4) 保育料等の軽減	・保育料など保育に係る利用負担軽減の推進を図ります。
		(5) 出産一時金の増額と直接払い制度の実施	・出産時に支払われる一時金の増額は国・県の動向を踏まえつつ推進します。 ・出産費用の病院への直接払い制度を実施し、負担軽減を図ります。



●基本目標:第2 まち全体で子育て支援できる環境の整備

	項目	個別事業	今後の具体的な取り組み
3・地域で支えあうための整備	1 地域における子育て支援サービスの充実	(1) 子育て支援センター事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のニーズを把握しながら、子育て支援センター事業の充実を図ります。 ・子育て支援センター事業の周知に努め、利用の促進を図ります。 ・子育て家庭の様々な悩みに対応できるよう、受け入れ体制および職員研修の充実を図ります。
		(2) 子育てサークルの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センターの利用者等がサークルを作り、子育ての楽しさを感じて輪が広がっていくよう、子育てサークルの立ち上げを援助し、子育て家庭のネットワーク化を図ります。
		(3) 子育て支援ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関わる地域活動の大切さを啓発するとともに協力を呼びかけます。 ・子育てサポーターの育成、活動の推進を図ります。
		(4) ファミリーサポートセンター事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・育児の援助を行いたい者と援助を受けたい者を会員として組織化し、地域で育児の援助活動を行うことにより、子育てしやすい環境や地域の中で助け合う体制を整備します。
	2 仕事と子育てを両立する家庭への支援体制の整備	(1) 仕事と子育てを両立家庭への地域支援の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で子育てすることの重要性について広報等を活用して啓発を進めます。
		(2) ボランティア等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援のために地域で活動されている方や保育サポーター及びNPO等団体の情報提供に努めます。
	3 「子育て」「子育て」にやさしいまちの環境づくり	(1) 公共設備、施設等のユニバーサルデザイン化	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携をとり、公共設備、施設等のユニバーサルデザインの推進をします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> ハートフル駐車場・トイレの洋式化・ベビーベッドの設置 </div>
		(2) 子どもの遊び、活動の場や公園の安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの自主性を尊重し、自分の責任で自由に遊べる場所の安全管理について検討します。 ・現在ある公園、遊具等の安全性を確保します。 ・児童館・子育て支援センターで、子どもの遊びや活動及び子育て家庭のサポートに取り組みます。
	4 子育てへの男性の参画推進	(1) 広報紙などによる啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙や啓発パンフレットなどを活用し、男女共同参画や事業所における子育て及び子育て支援への意識啓発を推進します。

3・地域で支えあうための整備

4 子育てへの男性の参画推進	(2) 講演会・講座の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画意識啓発のため、自治会を対象とした研修会等を開催するとともに、男女共同参画フォーラムなど、各種団体が行う講演会・講座を積極的に支援します。
5 子どもの安全確保	(1) 交通安全の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・こども園・保育所(園)・小中学校・教育委員会・交通安全関係機関・団体等が連携し、子どもたちと地域へ交通安全教育を推進します。 ・チャイルドシートの装着について指導・啓発します。 ・こども園・保育所(園)では、親子で体験指導を実施します。
	(2) 道路、歩道の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携をとり、安全を確保するため計画的に道路や歩道の整備を図ります。
	(3) 公共施設の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設については、耐震対策を計画的に推進します。
	(4) 乳幼児の事故防止についての啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健事業、子育て支援拠点事業の中で、乳幼児の溺水(できすい)・誤飲・転倒などの事故防止を啓発します。 <div data-bbox="823 1010 1246 1070" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">講演会、健診時にチラシ配布</div>
	(5) 防犯体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・警察、こども園・保育所(園)、小中学校、教育委員会、地域等が連携し、防犯体制の強化を図ります。 ・公共施設等での防犯体制の整備に努めます。 <div data-bbox="823 1245 1458 1305" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">警備保障システム、防犯カメラの設置(学校)</div>
	(6) 「子どもSOS連絡所」等の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・地域にある「子どもかけ込み110番・子どもSOS連絡所・少年を守る店」協力者の情報共有及び周知を図ります。
	(7) 防犯情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・「駐在所だより」(由良)や啓発リーフレットの配布、防犯に関するメール登録を勧め、情報の提供に努めます。 ・随時防災行政無線による情報提供を行います。

●基本目標:第3 親と子の「学び」と「育ち」を支援できる体制づくり

項目	個別事業	今後の具体的な取り組み
1・「生きる力」の育成	(1) 教育内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・指導法の工夫改善と教員・保育教諭等の指導力の向上を図ります。 ・自ら学び考える力を育てながら、確かな学力が確立されるための取り組みを進めます。 ・こども園・保育所(園)・小学校・中学校の職員が互いの教育について理解を深め、それぞれの教育の充実を図ります。
	(2) 心の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、道徳、特別活動などの授業や日々の学級経営、生徒指導の中で心の育成を推進します。 ・友人、仲間とのかかわりを持つ工夫(同年齢・異年齢)を行います。 ・こども園・保育所(園)では、高齢者・障がい者等との交流により、思いやりの心を育みます。
	(3) 基本的生活習慣の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに基本的な生活習慣が重要であることを周知し、定着を図ります。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">健康相談・講演会・おたより・630運動・家庭教育12か条等</div> <ul style="list-style-type: none"> ・関係する機関が、連携して取り組みのできる体制づくりを進めます。
	(4) 悩み事の相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の充実を図ります。 ・心の教室相談員を配置するなど、体制の充実を図ります。
	(5) 非行、不登校への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、家庭、地域、専門機関との連携を密にし、個人に合ったきめこまやかな対応を図ります。
	(6) 図書館の活用と図書施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各種事業の中で、絵本の読み聞かせに積極的に取り組みます。 ・こども園、保育所(園)、学校、図書館等の図書の充実を図ります。 ・読書の大切さを積極的に啓発します。 ・ブックスタート事業が乳児と保護者に定着し、絵本のある子育てを進めます。 ・乳幼児を対象にした「おはなし会」「絵本の読み聞かせ会」を工夫しながら行います。 ・中高生ボランティアを募集し、様々な図書館の良さに自主的に関わる仕組みに取り組みます。
	(7) 子どもの自主活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが参加できる地域行事等の活用を促進します。 ・地域の行事への子どもの参加を促します。

1・「生きる力」の育成	(8) 福祉ボランティア体験・職場体験学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み中の社会福祉体験や体験学習を通して、働くことの尊さを学ぶ機会を提供します。
2・親になるための教育環境の整備	(1) 児童・生徒への男女共同参画教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・社会科、家庭科、特別活動等で、命の教育・男女共同参画教育を推進します。
	(2) 乳幼児との中学生・高校生の交流機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭科学習・職場体験・夏休み福祉体験ボランティア等を活用し、中学生・高校生が乳幼児とふれあう機会を提供します。
	(3) 子育て学習講座の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・こども園・保育所(園)等で参観日にあわせて保護者対象に講演会等を実施します。 ・子育て支援センター利用者を対象に子育て学習講座を開催します。 ・思春期における子どもとの接し方についての講演会を開催します。 ・広く子育てに必要なことを学ぶ機会を提供します。 ・子育てにおける家庭でのコミュニケーションの大切さについて学ぶ機会を提供します。
3・地域の教育力の向上	(1) 地域人材の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な学習等で地域の人材を活用します。 ・「子どもほくえい塾」等に協力していただける子どもサポーターの育成を推進します。 ・ボランティア団体などと子どもの交流を促進します。 ・こども園、保育所(園)等の活動や環境整備には、地域の人材の協力を得て取り組んでいきます。
	(2) 体験活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室(土日、長期休業中の体験活動教室)の充実を図ります。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">子どもほくえい塾(NPO法人まちづくりネット)</div> <ul style="list-style-type: none"> ・中央公民館・民芸実習館及び図書館で体験教室等を行います。 ・小学校・中学校・高校における地域資源を生かした学びの場やふれあいの場の提供に取り組みます。
	(3) スポーツ推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・総合型地域スポーツクラブによる振興を図ります。(一般財団法人北栄スポーツクラブ) ・スポーツ推進委員の訪問指導をとおして地域でのスポーツ活動の充実を図ります。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">訪問型ニュースポーツ体験事業</div>

3・地域の教育力の向上	(4) 社会全体の意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭啓発強調期間を設定し、あいさつ運動を推進します。こども園、保育所(園)では保護者・職員・児童が一緒になって、あいさつ運動に取り組みます。 ・町全体に、あいさつや家庭・地域での関わりの必要性の機運を醸成します。 (朝の元気配達便、あいさつ通りモデル自治会、あいさつ運動推進事業所、家庭教育12か条等による浸透) ・「同日公開参観日」を実施し、子どもの育ちや教育・保育内容等について理解していただく機会を提供します。
	(5) 地域活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会での学習活動の充実を目指し、自治会関係者の意識向上に向けた研修会を実施します。 ・地域や各自治会等が実施する行事へ子どもたちの参加を啓発します。 (家庭教育12か条) ・子育て家庭が講座等に参加しやすい体制を充実していきます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">中央公民館大栄分館講座事業 (NPO法人まちづくりネット) 図書館(おはなし会) 中央公民館(親子木工教室)</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・児童館を活用した取り組みを行います。 ・子どもと地域が関わる取り組みを支援します。
4・食育の推進	(1) 母子保健事業	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的食習慣の確立に向けて、乳幼児健診時や子育て支援センターにおいて助言をするなど、子どもの発育にあった食を支援します。
	(2) こども園・保育所(園)・学校での食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・給食や菜園活動、調理体験などをおして、食べ物に感謝する気持ちや食事のマナー、バランスの良い食べ方など心と体の基礎を育みます。 ・地域の生産者と交流し、地産地消を推進します。 ・食育に関する講演会を開催し、家庭への情報提供を行います。 ・栄養教諭・学校栄養職員による食に関する指導、全体計画に基づき食育を実施します。その他にもクラス巡回や給食だより等を通じて、児童・生徒が健康な身体と食に関心が持てるよう取り組みます。

<p>4・食育の推進</p>	<p>(3) 地域食育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「食」に関する知識の普及・啓発とともに、食育ボランティア等の地域活動に対して支援します。 ・地産地消の推進をとおして、郷土の伝統食の伝承、食の安心・安全の啓発を進めます。 ・農業体験をとおして地域で採れる作物の生長や収穫の喜びを感じ、いつくしみ、感動する心を養う学習を推進します。 ・「食育の日」（毎月19日）を啓発します。 ・こども園・保育所（園）、子育て支援センター、子どもほくえい塾等で親子のクッキング教室等を実施することにより、食育の推進を図ります。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>食生活改善推進員連絡協議会</p> </div>
----------------	--------------------	--



第5章 事業計画

1 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

国から示された基本指針等に沿って、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込みを(必要利用定員総数) 定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、特定教育・保育施設の確保の方策及び実施時期を設定します。なお、表内の量の見込み等の数値は、ニーズの精査等により変更する場合があります。

【保育の必要性の認定区分】

認定区分	内容	対象年齢	利用先
1号認定	教育標準時間を希望する場合 (法19条第1項第1号)	満3歳以上	・認定こども園 ・幼稚園(新制度)
2号認定	保育を希望する場合(保育が必要な事由に該当する場合) (法19条第1項第2号)	満3歳以上	・認定こども園 ・保育所
3号認定	保育を希望する場合(保育が必要な事由に該当する場合) (法19条第1項3号)	満3歳未満	・認定こども園 ・保育所 ・地域型保育事業

【教育・保育の量の見込み(ニーズ量)】

認定区分	利用先	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定	認定こども園	7	6	2	0	0
2号認定	認定こども園・ 保育所	365	356	355	351	351
3号認定	認定こども園・ 保育所	225	225	225	225	225

※上記表中において、本計画期間中の地域型保育事業(小規模保育等)の利用はないものと見込みました。

教育・保育の量の見込みと確保方策等

教育・保育の量の見込みは、現在の教育・保育施設の定員数を下回っているため、現在の教育・保育施設数で必要数が確保できると考えます。

その結果、特定教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策及び実施時期を下記のとおり設定します。

年度	平成27年度				平成28年度				平成29年度				
	1号		2号		1号		2号		1号		2号		
	3~5歳	0歳	1・2歳	3~5歳	0歳	1・2歳	3~5歳	0歳	1・2歳	3~5歳	0歳	1・2歳	
量の見込み	7	365	40	185	6	356	40	185	2	355	40	185	
確保方策	認定こども園 保育所	30	393	68	194	30	393	68	194	30	393	68	194
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	30	393	68	194	30	393	68	194	30	393	68	194	

年度	平成30年度				平成31年度				
	1号		2号		1号		2号		
	3~5歳	0歳	1・2歳	3~5歳	0歳	1・2歳	3~5歳	0歳	1・2歳
量の見込み	0	351	40	185	0	351	40	185	
確保方策	認定こども園 保育所	30	393	68	194	30	393	68	194
	地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	30	393	68	194	30	393	68	194	

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

5年間の計画期間（平成27年度から平成31年度）における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、提供体制の確保策やその実施時期を事業計画で明確にし、各年度の進捗管理をします。

【1】利用者支援事業【新規事業】

【事業概要】

子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所（園）での教育・保育や、一時預かり等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、相談や情報提供等の支援を身近な場所で行います。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（箇所）	1	1	1	1	1
確保方策（箇所）	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

※「量の見込み」は、ニーズ調査によらず推計

【2】地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

子育て中の親子が気軽に利用し、親子で一緒に遊んだり、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場を提供します。また、育児相談等の実施により、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援していきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（箇所）	360人回/月	360人回/月	360人回/月	360人回/月	360人回/月
確保方策（箇所）	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所

※「量の見込み」は、利用している子どもの数×利用回数（月間）

※平成26年度実績見込数により推計

【3】延長保育事業

【事業概要】

保護者の就労形態の多様化、長時間勤務等に伴う保育時間の延長に対するニーズに対応するため、通常の保育時間を超えて保育を実施します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（箇所）	65人/日	64人/日	64人/日	64人/日	64人/日
確保方策（箇所）	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所

※「量の見込み」は、希望している子どもの数

【4】妊婦健康診査

【事業概要】

妊娠中に必要な健康診査を受診できるよう援助し、妊娠中の経過を見守るとともに、異常の早期発見・早期治療につなげます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（箇所）	117人回/年	117人回/年	117人回/年	117人回/年	117人回/年
	(1,638)	(1,638)	(1,638)	(1,638)	(1,638)
確保方策（箇所）	<ul style="list-style-type: none"> ・担当課：健康推進課 ・実施場所：医療機関 ・実施体制：医療機関に委託実施 ・検査項目：問診・尿検査・血液検査・分泌物検査・超音波検査・保健指導等 ・実施時期：通年 				

※「量の見込み」は、ニーズ調査によらず推計（年間の対象者数）

※「量の見込み」の（ ）内は、対象者数×1人あたりの健診回数/年

【5】乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（箇所）	120人/年	120人/年	120人/年	120人/年	120人/年
確保方策（箇所）	担当課：健康推進課 実施体制：保健師、助産師が実施				

※「量の見込み」は、ニーズ調査によらず推計（年間の対象者数）

【6】養育支援訪問事業

【事業概要】

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した子どもの養育において、支援の必要があると判断した家庭に対し、保健師等によって継続的に家庭を訪問し、養育に関する指導や援助等を行います。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（箇所）	15人/年	15人/年	15人/年	15人/年	15人/年
確保方策（箇所）	担当課：教育総務課 子育て支援室 実施体制：指導員(子育て支援センター)、保健師、助産師等が実施				

※「量の見込み」は、ニーズ調査によらず推計（年間の対象者数）

【7】子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業概要】

保護者の疾病やその他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う必要な保護を行います。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（箇所）	1人/年	1人/年	1人/年	1人/年	1人/年
確保方策（箇所）	1人/年	1人/年	1人/年	1人/年	1人/年

※「量の見込み」は、ニーズ調査によらず推計（年間）

【8】ファミリー・サポート・センター事業【就学児のみ】

【事業概要】

子育てに関して「援助を受けたい人」と「援助をしたい人」が会員登録をし、子育てについて助け合いを行う事業です。会員間の連絡・調整等を行い、子どもの送迎や一時的な預かり等、地域における子育て支援を行います。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（箇所）	6人日	6人日	5人日	4人日	4人日
確保方策（箇所）	6人日	6人日	5人日	4人日	4人日

※「量の見込み」は、利用を希望している子どもの数×希望日数の合計(週間)

【9】一時預かり事業

【事業概要】

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼稚園において、通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に行う預かり保育の事業です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（箇所）	0人/日	0人/日	0人/日	0人/日	0人/日
確保方策（箇所）	0人/日	0人/日	0人/日	0人/日	0人/日

②一時預かり事業

一時預かり事業とは、家庭での保育が一時的に困難な場合に、児童福祉施設等において子どもを保育する事業です。

●子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）【未就学児】とは

子育てに関して「援助を受けたい人」と「援助をしたい人」が会員登録をし、子育てについて助け合いを行う事業です。会員間の連絡・調整を行い、子どもの送迎や一時的な預かり等、地域における子育て支援を行います。

●子育て短期支援事業（トワイライトステイ）とは

保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設などにおいて、夜間もしくは休日に必要な保護を行う事業です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（箇所）	346人日	346人日	346人日	346人日	346人日
確保方策（箇所）	346人日	346人日	346人日	346人日	346人日

※「量の見込み」は、ニーズ調査によらず推計（年間）

【10】 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病児・病後児保育とは、子どもが病気の際に保護者の就労等の理由により自宅での保育が困難な場合、保育所(園)、認定こども園、病院、診療所その他の施設において、子どもを一時的に預かり、保育を行います。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(箇所)	124人/年	123人/年	124人/年	122人/年	122人/年
確保方策(箇所)	124人/年	123人/年	124人/年	122人/年	122人/年

※「量の見込み」は、利用を希望している子どもの数×希望日数の合計(年間)

【11】 放課後児童健全育成事業

【事業概要】

小学校に通う子どもで、その保護者が就労等によって家庭にいない場合、授業の終了後、遊びや集団生活の場を提供し、放課後の児童の安全確保や健全育成を図ります。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(箇所)	180人	180人	180人	180人	180人
確保方策(箇所)	180人	180人	180人	180人	180人

※「量の見込み」は、利用定員数

【12】 実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規事業)

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【町の対応方針】

本町では、新制度移行後の各施設の実費徴収の状況を見ながら補足給付の実施の有無を検討することとし、計画期間中の当事業の実施に係る量の見込み及び確保方策等は設定しないこととします。

【13】 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(新規事業)

【事業概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【町の対応方針】

本町では、特定教育・保育の必要量に対して必要となる施設が確保できているため、新制度移行後の状況を見ながら必要に応じて検討することとし、計画期間中の当事業の実施に係る見込み及び確保方策等は設定しないこととします。

第6章 計画の推進について

本計画の推進にあたっては、主体となる子どもや子育て家庭とそれを取り巻く、地域・こども園・保育所(園)など子ども・子育て支援事業者・学校・関係機関、団体・行政などが相互に連携し、目標に向けてそれぞれが積極的、効果的に取り組んでいくことが必要です。

1 計画の周知

町民が子ども・子育て家庭の支援に対する意識の高揚を図るため、計画の趣旨や基本理念、基本目標、具体的な取り組みなどについて、広報・ホームページ等の媒体や機会を通して積極的に計画の周知・啓発を進め、町民の子ども・子育て支援の取り組みへつなげます。

2 庁内の推進体制

子ども・子育て支援に関する施策は、教育・保育をはじめ様々な分野にわたるため、本計画の推進にあたっては、計画策定担当課（教育総務課）が所管となり、年度毎に関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、関係各課が連携して施策に取り組むことができる体制づくりを進め、本計画を着実に推進します。

3 計画の進行管理

本計画で定めた教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策や事業等について、定期的な進捗管理及び評価を行います。

計画の進捗の管理及び実施状況の点検評価については、「北栄町子ども・子育て支援会議」が中心となり、年度ごとに施策・事業の実施状況を把握し点検するとともに、事業評価・再調整を行い、継続的な取り組みを推進します。

そして、PDCAサイクル【Plan(計画)－DO(実施・実行)－Check(検証・評価)－Action(改善)】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。